

# アメリカ刑事手続における二重の危険の 原則の「危険」の意義

佐藤由梨

- I はじめに
- II 二重の危険条項の制定に至る経緯
- III 上訴・再審の許容性について判断した合衆国最高裁判例
- IV 若干の考察
- V むすびにかえて

## I はじめに

アメリカ刑事司法制度を観察すると、その制度がいくつかの目的や価値観に支えられていることがわかるが、これらの目的・価値観の中で最も基本的なものは、真実を明らかにし、誤った判決を回避することであるとされる<sup>1)</sup>。合衆国最高裁判決においても、「裁判の基本的な目的は、真実 (truth) を決定すること<sup>2)</sup>」であると判示されているように、犯罪事実を解明することは、正義を実現する大前提となる。

真実を明らかにするためには、事実認定者が、正確な事実認定に基づいた正確な判決の言い渡しをすることが必要になる。もっとも、人間が行うことであるから、どれだけ回避しようとしても、時には誤った判決が出されることもある。こうした判決の誤りを避け得ない以上、真実の追及のためには、判決の誤りを捕捉し、是正することが必要となる。しかし、実際には、有罪

---

1) LARRY LAUDAN, TRUTH, ERROR, AND CRIMINAL LAW-AN ESSAY LEGAL EPISTEMOLOGY 1-2 (2008).

2) *Tehan v. United States*, 383 U.S. 406, 416 (1966).

判決の誤りについては、被告人は上訴によって有罪判決を破棄し、再審で裁判のやり直しができるのに対して、無罪判決の誤りについては、検察官は上訴ができず、したがって裁判のやり直しも不可能であるなど、判決の誤りを是正するシステムは非常に不均衡である。憲法修正5条の二重の危険条項によって、同一の犯罪に対する二度目の裁判が禁止されているからである。刑事裁判における真実の追及というアメリカ刑事司法制度の目的・価値観は、無罪判決の誤りの是正に関しては、二重の危険の禁止という被告人の権利によって制約を受けているのである。

しかし、誤った判決の是正による真実の追及と、二重の危険の原則による二度目の危険からの保護は、どちらかを犠牲にしなければ、達成し得ないものなのであろうか。二重の危険からの保護を維持しながら、同時に、誤った判決も是正することは不可能なのであろうか。

この疑問に対して、一つの解決策を示しているのがイギリス刑事司法制度である。イギリスは、コモン・ロー上の「何人も同一の犯罪について二度危険に置かれない」との法諺に基づく「前の無罪の抗弁」によって、無罪判決の言い渡しを受けた者に対する再審を禁じてきた。しかし、現在のイギリスでは、二種類の誤った無罪判決について、再審による是正が認められている<sup>3)</sup>。第一に、最初の審理で何らかの不正が行われ、無罪判決がそうした不正の結果として言い渡された可能性が後になって明らかになった場合に認められる、いわゆる「汚れた無罪」の再審である。「汚れた無罪」については、二重の危険の原則の例外として再審を許容する旨が1996年刑事手続捜査法に規定されている。第二に、無罪判決が言い渡された最初の審理の際には発見されていなかった、被告人の有罪を立証する有力な新証拠の発見によって、無罪判決の誤りが後になって明らかになった場合の再審である。この再審は、2003年刑事司法法によって導入された。

イギリスは、2003年刑事司法法による新証拠に基づく再審を導入する際の

---

3) イギリスにおける無罪判決後の再審の詳細について、佐藤由梨「イギリス刑事手続における『二重の危険の原則』」同志社法学68巻5号(2016)参照。

議論において、「手続の結果の正確性」の重要性に言及し、新証拠の発見によって無罪判決が著しく不当であることが疑われた場合に、判決を是正できなければ、刑事司法システムへの信頼が失われることを指摘した上で、二重の危険の原則に例外を設ける選択をした。こうしたイギリスの選択は、従来、判決の終局性に比重が置かれていた刑事司法システムについて、判決の正確性にも重要性を認めた上で、そのバランスの再調整を行ったものと理解できる。そして、イギリスでは、一定の状況下では、判決の終局性よりも判決の正確性が追及され、従来よりも二重の危険の原則によって保護される範囲が縮小することとなった。これにより、二重の危険の原則における「二度目の危険」の意義について、従来とは異なる理解をする余地が生じることとなった。

「二度目の危険」の意義に関する一つの仮説として、無罪判決には、実際に無実である者に言い渡された「正当な無罪判決」と、実際は罪を犯している者に言い渡された「不当な無罪判決」が存在していると考え、判決の正確性の重要性を考慮し、有力な新証拠の発見や被告人の不正行為の発覚により、無罪判決が不当であることが明らかになった場合には、そこに二重の危険の原則による保護は及ばない、すなわち、「二度目の危険」とは、正当な無罪判決を言い渡された無実の者が二度目の審理を経験することであると考えることが可能である。そして、この考え方によれば、二重の危険の原則とは、無実の者に対する二度目の訴追が禁止される中核部分と、その中核部分を確実に守るためのセーフガードとして、一度判決を受けた者に対する二度目の訴追が禁止される外縁部分によって構成される原理であり、刑事司法を取り巻く環境の変化に応じて、中核部分を守るために広げられた外縁部分が拡大したり縮小したりすることがありうるという理解することも可能である。

このように、イギリスの現制度からは、二重の危険の原則における「危険」の解釈次第では、二重の危険の原則に反しない形で、誤った判決を是正することが不可能ではないことが見て取れる。イギリスと同様に、オーストラリアやニュージーランドなどのコモン・ロー諸国でも、誤った無罪判決を是正

するための法改正が実施された<sup>4)</sup>。しかし、こうした一連の流れがあるにもかかわらず、アメリカはこれら諸外国とは別の方向に歩みを進めている。アメリカでは、誤った無罪判決についての問題はそれほど意識化されていないのかといえば、そうではない。アメリカにおいても、無罪判決後の被告人の自白などによって、最初に出された無罪判決が後になって間違いであったことが明らかになった事件は存在しており、このような場合には再審によって被告人に正義を下すべきであるとの主張が一部からなされている<sup>5)</sup>。

それにもかかわらず、アメリカが無罪判決を是正するための上訴や再審を許容しないのは、アメリカが憲法に二重の危険の原則を規定しているため、二重の危険の原則の例外として無罪判決に対する上訴や再審を許容するためには、憲法改正という高いハードルをクリアしなければならないことが要因かもしれない。また、無罪判決に対する上訴や再審を許容せずとも、誤った無罪判決については、民事手続や二重主権の原理、偽証罪の処罰等で対応すれば足りるとの考えもあるのかもしれない。

そして、それ以上に、アメリカにおける二重の危険の原則に関する判例が、「無罪判決の特別の重要性」を認めており、無罪判決が非常に誤った根拠に基づくものであっても再審されない旨が判示されるなど、無罪判決に絶対的な終局性が認められていることも、アメリカがイギリスやその他のコモン・ロー諸国と異なる方向へ進んでいる大きな要因であるように思われる。つまり、アメリカでは、二重の危険の原則が、中核部分とそれを守るための外縁部分という二重構造になっており、外縁部分（不当な無罪判決）については、利益衡量の結果、判決の正確性の方が判決の終局性よりも重要であると判断されれば不利益再審を行うことができるとの考えは通用せず、二重の危険の原則の保護範囲は、判決の終局性と正確性の利益衡量で決まるものではない

---

4) Ann Black, *Double Jeopardy Revisited: Why Several Common Law Countries are Tinkering with One of the Law's Most Treasured Principles*, 1 NJA L. J. 121 (2007).

5) アメリカにおける新証拠に基づく再審をめぐる議論の詳細について、佐藤由梨「アメリカ刑事手続における二重の危険の原則と新証拠に基づく再審—コモン・ロー諸国における不利益再審を許容する立法の動きとの比較—」同志社法学71巻4号(2019)41頁以下参照。

と考えられている可能性がある。

そこで、本稿では、アメリカでは、二重の危険の原則における「危険」がどのように理解されているのか、特に、判例で認められてきた「無罪判決の特別の重要性」とは何かを検討することによって、二重の危険の原則における「危険」の意義を明らかにするための示唆を得たい。そのために、まず、合衆憲法修正5条の二重の危険条項の成立過程の議論を参照し、憲法の父たちがどのような意図で二重の危険の原則を修正条項に盛り込んだのかを確認する。次に、判決後の上訴・再審と二重の危険条項との関係が問題となった合衆国最高裁判例を概観し、どのような理由で、上訴・再審が禁止され、あるいは許容されているのかを確認する。最後に、これらを踏まえて、アメリカが二重の危険における「危険」をどのように理解しているのかについて、若干の検討を加えたい。

## II 二重の危険条項の制定に至る経緯

アメリカ合衆国憲法修正5条は、「何人も、同一の犯罪のために、二度にわたって生命または身体の危険にさらされてはならない (nor shall any person be subject for the same offence to be twice put in jeopardy of life or limb.)」と規定し、①無罪後の同一犯罪についての再訴追、②有罪後の同一犯罪についての再訴追、③同一犯罪に対する複数の刑罰の賦課、④一定の状況下における、審理無効の宣言や公訴棄却による手続打ち切り後の同一犯罪についての再訴追を禁じることで、被告人に二度目の危険からの保護を提供している<sup>6)</sup>。

本章では、二重の危険条項の制定に至る経緯を概観することで、二重の危険の原則における「危険」の理解のための手がかりを得たい。

---

6) David S. Rudstein, *A Brief History of the Fifth Amendment Guarantee Against Double Jeopardy*, 14 William & Mary Bill of Rights Journal 196, 204 (2005).

## 1 アメリカの二重の危険の原則の起源

(1) 「前の無罪」「前の有罪」の抗弁の確立 アメリカの二重の危険の原則の起源は、イギリスの「前の無罪」「前の有罪」の抗弁であることから、まずは、イギリスにおいてこれらの抗弁がどのように登場したかを概観する<sup>7)</sup>。

イギリスにおいて、いつ、どのようにして、二重の危険の概念が登場したのかは判然としない<sup>8)</sup>。しかし、少なくとも、12世紀には、二重の危険の概念が登場し、遅くとも15世紀には、前の裁判において無罪判決が言い渡されたことを、同一の犯罪に対する後の訴追に対する抗弁として主張できる「前の無罪の抗弁 (autrefois acquit)」が存在していたとされる<sup>9)</sup>。こうした抗弁が登場した背景には、1066年のノルマン征服以前のアングロ・サクソン期には、私人が訴訟を提起する「私人訴追 (appeal)」が主流であったのに対し、ノルマン征服後に大陸からやってきたウィリアム征服王が、新天地において国王の権限を拡大する一環として国王による裁判権の掌握を行なったことで、私人訴追と国王による「正式訴追 (indictment)」による二重の危険の問題が生じるようになったことがあった<sup>10)</sup>。

17世紀には、イギリスの著名な法律家であるエドワード・クックが、著書

7) イギリスにおける二重の危険の原則の発展の経緯についての詳細は、佐藤・前掲注 (3) 111頁以下参照。

8) イギリスの二重の危険の概念の起源については、①1066年のノルマン征服後に、大陸からローマ法・カノン法を通じて流入したとの見解、②12世紀のイギリスにおける「ベケット論争」を契機に、カノン法の二重の危険が流入したとの見解、③1066年のノルマン征服前の、アングロ・サクソン系の手続の中で発展したとの見解がある。Martin L. FRIEDLAND, DOUBLE JEOPARDY 6 (1969); JILL HUNTER, THE DEVELOPMENT OF THE RULE AGAINST DOUBLE JEOPARDY 4 (1984)。もともと、西洋法の多くが共通の法概念から派生したものである以上、上記のうちいずれの見解が正しいのかを確かめるのは困難であると指摘されている。JAY A. SIGLER, DOUBLE JEOPARDY: THE DEVELOPMENT OF A LEGAL AND SOCIAL POLICY 3 (1969)。

9) U.S. Department of Justice, *Office of Legal Policy, Report to the Attorney General; Double Jeopardy and Government Appeals of Acquittals*, Truth in Criminal Justice Report No.6, 8 (1987)。

10) *Id.*

の中で「前の無罪の抗弁」、「前の有罪の抗弁 (autrefois convict)」、「前の私権剥奪 (autrefois attainé)」、「恩赦 (pardon)」という四つの抗弁に言及し<sup>11)</sup>、18世紀になると、ウィリアム・ブラックストーンが、注釈書において、クックが言及した四つの抗弁をさらに詳細に記述した<sup>12)</sup>。ブラックストーンは、前の無罪の抗弁が、イギリスのコモン・ローにおける普遍的法諺である『何人も同一の犯罪について二度生命の危険にさらされない』に基づいていることを明らかにした<sup>13)</sup>。そして、一度でも公正に無罪判決を受けた者は、その無罪判決をもって、その後の同一犯罪に対する告発の禁止を主張することができる<sup>14)</sup>。また、「前の有罪の抗弁」についても、イギリスのコモン・ローの普遍的法諺に基づくものとして許容されると説いた<sup>15)</sup>。こうして、18世紀には、二重の危険の原則が、「前の無罪の抗弁」、「前の有罪の抗弁」として、コモン・ローに確立することとなった。

(2) 無罪判決後の再審が許容される場合　コモン・ローに確立した「前の無罪」「前の有罪」の抗弁は、判例によってさらに発展したが、被告人が証人を威迫して無罪判決を獲得した場合や<sup>16)</sup>、無罪判決後に有罪を証明する証拠が発見された場合<sup>17)</sup>のように、無罪判決が不当であることが疑われるようなケースであっても、無罪判決後の再審は許されないと原則が貫かれていた。

---

11) EDWARD COKE, THE THIRD PART OF THE INSTITUTES OF THE LAWS OF ENGLAND 212-214 (1644 ed.).

12) 4 W. BLACKSTONE, COMMENTARIES ON THE LAWS OF ENGLAND 335 (W. Jones ed. 1916) (original ed. 1769).

13) *Id.*

14) *Id.*

15) *Id.*

16) *Rex v. Jackson*, 1 Lev. 124, 83 Eng. Rep. 330 (K.B. 1661). 本件では、被告人が偽証罪で無罪判決を言い渡された後の再審が許容されるかが問題となった。被告人は、証人を暴行し、私的に監禁するなどして当該無罪判決を獲得したことが指摘されたが、王座部裁判所は、「一度無罪となった者は二度と裁判を受けることができない」として再審の申し立てを却下した。

17) *Rex v. Davis*, 1 Show. 336, 89 Eng. 609 (K.B. 1691). 本件では、被告人が暴行罪で無罪判決を言い渡された後に、検察側が、被告人の有罪を示す宣誓供述書を手し、再審が申し立てられた。これに対し、王座部裁判所は、「無罪の場合に、再審を行う前例がない」と述べて、再審の申し立てを却下した。

しかしながら、こうした絶対的とも思える無罪判決後の再審の禁止には、極めて限定的ではあるもののいくつかの例外が存在した。その一つが、誤審令状 (writ of error) による再審の許容である。コモン・ローでは、裁判所に誤審令状を提出することで、訴答 (pleading) やその他判決に至る手続の瑕疵の是正を求めることができた。例えば、ホーキンスは、ある者が無罪を言い渡された正式訴追や私人訴追に、起訴状に犯罪が記載されていないという欠陥があり、または、裁判所が管轄権を有していなかったなど、被告人に正当な判断を下すことができないような誤りがあった場合には、被告人は最初の裁判で生命の危険にさらされていなかったと言えるので、無罪判決後に誤審令状を提出することができ、後の正式訴追や私人訴追が妨げられないことを示している<sup>18)</sup>。また、ヘイルも、ある個人が「殺人その他の重罪」に該当する行為をしたことが特別評決で認められたにもかかわらず、裁判所が、誤ってその行為を重罪ではないと判断した場合には、誤審令状を提出できると述べている<sup>19)</sup>。

以上のように、18世紀のイギリスでは、①裁判所が管轄権を有していなかった場合、②最初の起訴状に致命的な欠陥があった場合、③起訴された犯罪が行われたことを示す事実が発見されたが、裁判所が誤って、発見された犯罪が犯罪を構成しないと判断した場合に限り、検察側は、刑事裁判における無罪判決に対して誤審令状による不服申し立てができた<sup>20)</sup>。しかし、それ以外の状況では、たとえ裁判に誤りがあったとしても、前の無罪の抗弁によって再審は厳しく禁じられた<sup>21)</sup>。

(3) 有罪判決に対する被告人の上訴権 17世紀中頃以前は、たとえ前の裁判に瑕疵があったことが証明されたとしても、被告人が有罪判決に対して上訴し、再審を受けることは否定されていた<sup>22)</sup>。しかし、その後、王座部裁

18) WILLIAM HAWKINS, 2 A TREATISE OF THE PLEAS OF THE CROWN 528 (6th ed. 1788).

19) MATTHEW HALE, 2 THE HISTORY A/THE PLEAS A/THE CROWN 247-248, 394-395 (1778 ed.).

20) Office of Legal Policy, *supra* note 9, at 14.

21) *Id.*

22) Rex v. Lewin, 2 Keble 396, 84 Eng. Rep. 248 (K.B. 1663); Rex v. Marchant, 2 Keble 403, 84 Eng.



判所は、一定の状況下で有罪判決後の被告人の再審を許容するようになった<sup>23)</sup>。もっとも、被告人の上訴権にはかなりの制約が残されており、18世紀になっても、死刑事件では、国王の許可がなければ被告人は誤審令状による上訴ができず<sup>24)</sup>、また、被告人が誤審令状によって上訴しうるのは、「本案ではなく、手続が不規則であった場合に限られる<sup>25)</sup>」とされた。

## 2 アメリカへの二重の危険の流入と発展

17世紀に、イギリスの植民地であったアメリカに二重の危険の概念が流入した。1641年にマサチューセッツ湾植民地が、マサチューセッツ自由法 (the Massachusetts Body of Liberties of 1641) を制定し、同法42条に「何人も、同一の犯罪、違反、または不法行為のために、民事裁判で二度判決を受けることはない (no man shall be twice sentenced by civil justice for one and the same crime, offense, or trespass)」との規定が置かれたことで、植民地の制定法に初めて二重の危険の原則が組み込まれることとなった<sup>26)</sup>。この規定は、1648年にマサチューセッツ法典 (Laws and Liberties of 1648) にも引き継がれ<sup>27)</sup>、同法典は、コネチカット州やペンシルバニア州、ニューヨーク州など、他の植民地における法律の発展にも影響を与えた<sup>28)</sup>。

1775年にアメリカ独立戦争が勃発し、1776年には、13植民地が独立宣言に署名をし、アメリカ合衆国が建国されることとなったが、この13州の中で、州憲法に二重の危険を初めて組み込んだのが、ニューハンプシャー州であっ

Rep. 253 (K.B. 1663).

23) Rex v. Latham & Collins, 3 Keble 143, 84 Eng. Rep. 642 (K.B. 1673); Rex v. Cornelius, 3 Keble 525, 84 Eng. Rep. 858 (K.B.1675).

24) Rex v. Wilkes, 4 Burr. 2527, 2551, 98 Eng. Rep. 327, 340 (K.B.1770); The Ailsbury Case (Anonymous), 1 Salk, 264, 91 Eng. Rep. 232 (K.B.1699).

25) 1 JOSEPH CHITTY, THE CRIMINAL LAW 654 (Am. ed. 1836)

26) 1 BARNARD SCHWARTZ, THE BILL OF RIGHTS: A DOCUMENTARY HISTORY 71 (1971); Rudstein, *supra* note 6, at 222.

27) *Id.*, at 222.

28) JAY A. SIGLER, DOUBLE JEOPARDY 22 (1969).

た<sup>29)</sup>。1781年ニューハンプシャー州憲法 (New Hampshire Bill of Rights) 16条には、「無罪判決を受けた者は、同じ罪で裁かれることはない (No subject shall be liable to be tried, after an acquittal, for the same crime or offense)」との規定が置かれ<sup>30)</sup>、その後、ペンシルベニア州も、1790年ペンシルベニア州憲法 (Constitution of the Commonwealth of Pennsylvania) 9条に「何人も、同一の犯罪のために、二度にわたって生命または身体を危険にさらすことはない (No person shall, for the same offence, be twice put in jeopardy of life or limb)」との規定を置いた<sup>31)</sup>。しかしながら、ニューハンプシャー州とペンシルベニア州以外の州では、州憲法に二重の危険の規定は置かれなかった<sup>32)</sup>。

しかしながら、法律や憲法に二重の危険の規定を置かなかった州の中には、イギリスにおけるコモン・ローが州内で効力を有する旨の規定を置いた州が存在した<sup>33)</sup>。18世紀には、すでにイギリスのコモン・ローにおいて、「前の無罪の抗弁」や「前の有罪の抗弁」が確立していた<sup>34)</sup> ことから、憲法に二

---

29) SCHWARTZ, *supra* note 26, at 377.

30) N.H. Const. of 1784, Part. I, art. XVI.

31) Pa. Const. of 1790, art. IX, sec. 10.

32) Office of Legal Policy, *supra* note 9, at 17.

33) 例えば、1776年デラウェア州憲法25条には、「イングランドのコモン・ロー、および本州でこれまで実践的に採用されてきた多くの制定法は、立法府の将来の法律によって変更されない限り、効力を維持するものとする (The common law of England, as well as so much of the statute law as has been heretofore adopted in practice in this State, shall remain in force, unless they shall be altered by a future law of the legislature)」<sup>33)</sup>、1776年ニュージャージー州憲法22条には、「イングランドのコモン・ロー、および本植民地で過去に実施された多くの制定法は、立法府の将来の法律によって変更されるまで、依然として効力を有するものとする (That the common law of England, as well as so much of the statute law, as have been heretofore practiced in this Colony, shall still remain in force, until they shall be altered by a future law of the Legislature)」との規定が、さらに、1777年ニューヨーク州憲法35条には、「イングランドのコモンローは、……本州の立法府が随時行う変更および規定に従い、本州の法律となり、今後も継続するものとする (the common law of England……shall be and continue the law of this State, subject to such alterations and provisions as the legislature of this State shall, from time to time, make concerning the same)」との規定が置かれていた。

34) BLACKSTONE, *supra* note 12, at 335.

重の危険の規定を置かなかつた州であっても、イギリスにおけるコモン・ローが州内で効力を有することによって、二重の危険に対してこれらの抗弁を主張できた可能性は否定できない<sup>35)</sup>。

また、憲法に二重の危険の規定を置いていないものの、判例法によって二重の危険の禁止を認める州も存在した。例えば、コネチカット州では、1783年ハンナボール対スポルディング事件コネチカット州最高裁判決<sup>36)</sup>において、「無罪判決が何らかの詐欺や不正行為によって得られたものでない限り、刑事事件の検察官には再審が認められない」旨が判示され、1787年コイト対ヘル事件コネチカット州最高裁判決<sup>37)</sup>では、窃盗罪で無罪評決が言い渡された被告人に対する控訴について、「何人も同じ罪で二度危険にさらされることはないが、この控訴が支持された場合は、被告人は二度危険にさらされることになる」として、控訴が棄却された。また、サウスカロライナ州では、1788年のスティー爾対ローチ事件サウスカロライナ州最高裁判決<sup>38)</sup>において、私人による代理訴訟 (qui tam) が被告人にとって厳しい性質をもつものであることを理由に、無罪判決後の再審を認めなかつた。さらに、ペンシルバニア州では、憲法に二重の危険の規定が置かれる以前の1788年レスパブリカ対シェーファー事件ペンシルバニア州最高裁判決<sup>39)</sup>において、「法律により、いかなる者も同一の犯罪に対して二度危険にさらされてはならない」旨を宣言し、これは、「二重裁判の抑圧を禁止するものである」と判示された。

このように、合衆国憲法の成立以前から、アメリカの各州では、州憲法に二重の危険を禁止する規定を定め、二重の危険の禁止が広がりを見せていたことがわかる。

---

35) Rudstein, *supra* note 6, at 222-223.

36) Hannaball v. Spaulding, 1 Root 86 (Conn. 1783).

37) Coit v. Geer, 1 Kirby 269 (Conn. 1787).

38) Steel v. Roach, 1 S.C.L. (1 Bay) 63 (1788).

39) Respublika v. Shaffer, 1 Dall, 137 (Pa. 1788).

### 3 合衆国憲法修正第5条の成立

(1) 合衆国憲法の成立 1787年、フィラデルフィアで開催された憲法制定会議において合衆国憲法の草案が作成され、13州の憲法批准会議で活発な議論が戦わされ、批准のための表決が各州で行われた<sup>40)</sup>。合衆国憲法の発効には、少なくとも9州の批准が必要であったが、ニューハンプシャー州が9番目の批准州となったことで、1788年に合衆国憲法が発効した<sup>41)</sup>。

しかし、同憲法には権利章典が含まれていなかったことから、憲法批准大会の段階から、憲法草案は大きな反対に直面し、権利章典を憲法に追加規定することを条件として憲法の批准に至った州もあった<sup>42)</sup>。そして、憲法の権利章典に盛り込まれうる条項として、二重の危険条項を起草した州も存在し、例えば、メリーランド州は、「事実の問題から上訴することはできず、無罪判決の後に再審することもできない。ただし、この規定は、陸軍または海軍の政府で生じるようなケースには適用されない (that there be no appeal from matter of fact, or second trial after acquittal; but this provision shall not extend to such cases as may arise in the government of the land or naval forces)」との規定を<sup>43)</sup>、ニューヨーク州は、「何人も、同一の犯罪のために、二度にわたって生命や身体を危険にさらすべきではなく、また、弾劾の場合を除き、同じ犯罪について二度以上処罰されるべきではない (that no Person ought to be put twice in Jeopardy of Life or Limb for one and the same Offence, nor, unless in case of impeachment, be punished more than once for the same Offence)」との規定をそれぞれ起草していた<sup>44)</sup>。

(2) 権利章典の成立 以上の経緯から、権利章典の起草が、第一回連邦

---

40) 阿部竹松『アメリカ憲法 [補訂版]』(成文堂、2009) 41頁。

41) 阿部・前掲注 (40) 41頁。

42) 阿部・前掲注 (40) 442頁。

43) SCHWARTZ, *supra* note 26, at 732.

44) *Id.*, at 912.

会議における最初の仕事となった<sup>45)</sup>。ヴァージニア州選出のジェームズ・マディソン議員が、1789年の6月8日に、最終的に権利章典となったすべての修正案を含む一連の修正案を提出し、この中には、二重の危険条項の前身となる、「何人も、弾劾の場合を除き、同一の犯罪について二度以上の刑罰または裁判を受けてはならない (No person shall be subject, except in cases of impeachment, to more than one punishment or trial for the same offense)」との規定も含まれていた<sup>46)</sup>。

(a) 修正案への反対意見 下院において、修正案の審議が行われ、二重の危険条項についての討議も行われた。討議では、ニューヨーク州のエンゲバート・ベンソン議員から、同一の犯罪に対して二度以上の裁判を受けてはならないとの条項は、被告人は一度以上の裁判を受ける権利があるという確立された原則に反しており、修正条項の意味は疑わしいから、この条項に同意できないとの意見が示された<sup>47)</sup>。さらに、ベンソン議員は、同条項の「人道的な意図 (humane intention)」は、二度目の「刑罰」を禁止することであると推測し、「または裁判 (or trial)」の文言を条項から削除することを提案した<sup>48)</sup>。コネチカット州のロジャー・シャーマン議員も、ベンソン議員の動議に賛成した。シャーマン議員は、裁判所は、個人を同一の犯罪について二度審理したり罰したりすることは考えないだろうし、最初の審理で無罪になった人は、二度目の裁判を受けるべきではないが、最初の裁判の記録について、有罪判決を覆すべきことを示唆する何かが見れた場合、被告人は二度目の裁判の恩恵を受ける権利があり、この条項は、そうした被告人の権利を奪うことになる主張した<sup>49)</sup>。マサチューセッツ州のセオドア・セドウィック議員も、シャーマン議員の意見に賛同し、二重の危険条項は、対象者の自由を確保するどころか、起訴された者の「特権 (privileges)」を奪うもので

45) 阿部・前掲注 (40) 442頁。

46) SCHWARTZ, *supra* note 26, at 1027.

47) Rudstein, *supra* note 6, at 228.

48) *Id.*, at 228-229; SCHWARTZ, *supra* note 26, at 1111.

49) *Id.*, at 229.

あると主張した<sup>50)</sup>。

(b) **修正案への賛成意見** 他方、ニューハンプシャー州のサミュエル・リバモア議員は、修正条項に賛成の意見を示した。リバモア議員は、ベンソン議員の提案に従って「または裁判」の文言を条項から削除することは、議会が暗黙のうちに法律を変更することを意図していることを意味し、人々が、同一の犯罪で二度以上裁判を受ける危険にさらされるのではないかと主張した<sup>51)</sup>。そして、検察官が有罪を証明する十分な証拠を提出できなかったために、犯罪を犯した者が無罪判決を得ることがありうるが、英米の「普遍的慣行」によれば、その者は、同一の犯罪について二度目の裁判を受けてはならないことを付け加えた<sup>52)</sup>。

(c) **修正案の承認と二重の危険条項の成立** 最終的に、ベンソン議員が提案した、二重の危険条項から「または裁判」の文言を削除するとの修正動議は否決され、マディソン議員が提案した二重の危険条項の文言は変更されることなく、下院において修正案が承認された。

1789年8月24日、下院で承認された憲法修正案が上院に提出され、上院での審議が開始された。上院は、二重の危険条項の文言に大幅な変更を加え、「いかなる公的訴追によっても、何人も二度にわたって生命または身体を危険にさらすことはできない (no person shall be twice put in jeopardy of life or limb by any public prosecution)」との規定へ修正を行った<sup>53)</sup>。もっとも、こうした変更の理由は記録されていないことから不明であり、「危険 (jeopardy)」や「生命または身体 (life or limb)」という言葉の出典も明らかではない<sup>54)</sup>。

1789年9月21日に、マディソン議員ら下院議員で構成される会議委員会のメンバーと上院の任命権者は、修正案に関する相違点について話し合った。

---

50) SCHWARTZ, *supra* note 26, at 1111.

51) Rudstein, *supra* note 6, at 229.

52) *Id.*, at p.229; SCHWARTZ, *supra* note 26, at 1111.

53) *Id.*, at 1149.

54) Rudstein, *supra* note 6, at 230.

この会議の中で、上院が変更した二重の危険条項から、「いかなる公的訴追によっても (by any public prosecution)」の文言が削除され、最終的に、「何人も二度にわたって生命または身体を危険にさらすことはできない (no person shall be twice put in jeopardy of life or limb)」とされた<sup>55)</sup>。

上院が憲法修正案に同意し<sup>56)</sup>、修正案が批准のために各州に提案され、1791年12月に、合衆国憲法修正1～10条からなる権利章典が成立した。

以上のように、合衆国憲法修正5条の二重の危険条項は、マディソン議員が6月に修正案を提出してからわずか3ヶ月ほどの審議の後に成立しており、その審議においても、この条項が何を禁止するものであるのかについての議論は深められなかった。審議では、修正案に反対する意見として、二重の危険条項によって有罪判決を受けた被告人の上訴権が制約されることへの危惧感が示された。もっとも、こうした反対意見を主張した議員たちも、「一度無罪判決を言い渡された被告人は、二度目の裁判を受けるべきではない」ことを当然の前提としているように見受けられ、また、合衆国憲法が制定される以前のアメリカ植民地時代に、すでに、二重の危険の禁止が州憲法に規定され、判例において二重の危険の禁止が認められるなど、各州に二重の危険の禁止が広がりを見せていたことなども考慮すると、無罪判決後に二度目の裁判にかけられるべきでないことは、合衆国憲法に明文で規定するまでもない「常識」として受け入れられていたと理解することが可能であるように思われる。

### Ⅲ 上訴・再審の許容性について判断した合衆国最高裁判例

ここまで見てきたように、イギリスからアメリカ植民地への二重の危険の概念の流入と発展の経緯や、二重の危険条項の制定過程の憲法の父たちの議論からは、二重の危険条項が禁止する「二度目の生命または身体に対する危

---

55) *Id.*, at 230.

56) Sigler, *supra* note 8, at 61-62.

險]が何を意味するのか明らかでない。二重の危険条項による保護の範囲や、二重の危険条項が禁止する「二度目の危険」の意味は、当該条項が問題となった判例群の中で、徐々にその輪郭が示されることとなった。そこで、以下では、特に、無罪判決後の再審や有罪判決後の再審の許容性が問題となった合衆国最高裁判例に焦点を当てて、二重の危険条項が合衆国最高裁判例においてどのように展開していったのかを概観し、禁止される二度目の危険が何であるのかの手かかりを得たい。

## 1 19世紀の主要な判例

(1) 1873年ラング事件合衆国最高裁判決<sup>57)</sup> 本判決は、二重の危険条項の実質的な解釈を示した最初の合衆国最高裁判決であり<sup>58)</sup>、同一の刑事手続における「二重処罰の禁止」に関するリーディングケースである<sup>59)</sup>。本件では、有罪判決に基づく刑罰の執行を受けた被告人に対し、同一の犯罪について再度刑罰の宣告を行うことができるかが問題となった。

(a) 事件概要 被告人は、郵便袋の窃盗を禁止する連邦法に違反した罪で正式訴追され、陪審員による有罪判決を受けた。この罪に対する刑罰は、1年以下の懲役「又は」10ドル以上200ドル以下の罰金であったところ、裁判長は被告人に対し、1年の懲役「及び」200ドルの罰金を言い渡した。同日、被告人は刑の執行のために刑務所に収容され、翌日、罰金を支払った。その後、被告人は、前の判決を無効にするために再び出廷させられ、裁判所は、最初の判決を破棄し、改めて被告人に1年の懲役を宣告したが、すでに支払った罰金は返納されなかった。これに対して、被告人は、不法な収監であるとして、合衆国最高裁に対して上訴した。

(b) 判旨 合衆国最高裁は、イギリスとアメリカの法律学では、「何人も同一の犯罪について法律にしたがって二度処罰されることはない」こと

57) Ex Parte Lange, 85 U.S. (18 Wall.) 163 (1873).

58) Office of Legal Policy, *supra* note 9, at 26.

59) 小島淳「アメリカ合衆国における二重の危険の発展過程(2)」早稲田法学77巻2号(2002)67頁。



が確立しており、同一の裁判所で、同一の事実に基づいて、同一の法定犯罪に対して、二度目の刑罰が提案された場合に、当事者を完全に保護することには少しの疑いももたれてこなかったことを確認した<sup>60)</sup>。そして、刑罰の言い渡しが無ければ上訴は可能であり、当事者は別の形式の裁判の危険にさらされることになるが、一度刑罰を受ければ、「何人も同一の犯罪について二度処罰されない (no person shall be twice punished for the same offence)」という普遍的な原則によって、上訴権が消滅すると述べた<sup>61)</sup>。

また、最高裁は、コモン・ローは同じ犯罪に対して二度目の刑罰を与えることを禁止しただけでなく、さらに進んで、被告人が刑罰を受けたかどうか、また前の裁判で無罪判決を受けたか有罪判決を受けたかにかかわらず、「同一の犯罪に対して二度目の裁判を行うことを禁止している」ことを確認した。そのため、コモン・ローであろうと制定法であろうと、既知の定義された (a known and defied) 犯罪や軽罪 (misdemeanor) で当事者を訴追するすべての正式訴追や略式訴追に対して、「前の無罪」または「前の有罪」が正当な抗弁となると判示した<sup>62)</sup>。その理由として、刑事事件では、国王が不合理な訴追によって臣民を圧迫したり、国家が市民を圧迫したりしないように、より一層注意が払われていることが挙げられている<sup>63)</sup>。

その上で、憲法によって保護されるべき真の危険 (real danger) とは、二度目の有罪判決を受けた後に言い渡される刑罰であるが、最初の有罪判決に基づいて (つまり、二度目の裁判をすることなく) 何度でも刑罰の宣告をなしうるとすれば、それは、再審が行われて二度目の有罪判決で二度目の刑罰が科されるのと同じ結果をもたらすことになり、二度目の裁判を禁止する憲法の意図と精神が侵害されることになると述べた<sup>64)</sup>。

さらに、「何人も同一の犯罪について二度処罰されない」との格言が生ま

---

60) Ex Parte Lange, 85 U.S. (18 Wall.) 163, 168 (1873).

61) *Id.*, at 169.

62) *Id.*

63) *Id.*, at 170.

64) *Id.*, at 173.

れた当時は、ほとんどすべての犯罪が死刑または身体刑で処罰されていたこと、現在では重罪、軽罪のいずれにおいても「前の無罪」、「前の有罪」の抗弁が有効とされていること、現代の制度下では、法律で犯罪を定義して処罰する際に、重罪として定義しているか否かを判断するのは困難であることを考えれば、二重の危険の原則は、重罪のみならず、軽犯罪も含めた、裁判所の判決によって同一の犯罪に対して二度目の刑罰が科されるすべての場合に適用されなければならないとする十分な理由がある旨も判示された<sup>65)</sup>。

(2) **1892年サンジュ事件合衆国最高裁判決**<sup>66)</sup> 本件では、1891年裁判所法517章5条「合衆国憲法の解釈又は適用に関するあらゆる事件については、地方裁判所又は既存の巡回裁判所から最高裁判所に対して直接、上訴又は誤審令状が受け取られる」及び、6条「この法律によって設立された巡回控訴裁判所は、前条に規定された事件以外のあらゆる事件について、法律に特別の定めがない限り、地方裁判所及び既存の巡回裁判所における最終判決を、上訴又は誤審令状によって見直す上訴権を行使するものとする」が、検察官に対して、正式訴追の棄却という自己に不利な判決に対して上訴することを認めたものであるかが問題となった。

(a) **事件概要** 被告人は、大陪審に出頭して内国歳入法違反について証言した被害者に対する威迫の共謀と、その共謀を実行するために被害者を暴行し、殺害した罪で正式訴追された。しかし、被告人は、正式起訴状棄却の申立てを行い、巡回裁判所は、同申立てには法律上の根拠があると判断して、正式訴追を棄却した。これに対して、検察官が誤審令状を請求し、裁判長によって請求が認められたが、被告人は、管轄権がないことを理由に誤審令状の却下を申し立てた。

(b) **判旨** 合衆国最高裁は、1891年裁判所法はアメリカの法律体系の源であるコモン・ローの観点から解釈されるべきものであると述べ<sup>67)</sup>、検

---

65) *Id.*, at 173.

66) *United States v. Sanges*, 144 U.S. 310 (1892).

67) *Id.*, at 311.

察官に誤審令状を請求する権利があるかについて、イギリスの法実務を参照した。イギリスでは、刑事事件で被告人に判決が下された後、国王が誤審令状によって上訴できるとの学説がコーク卿やヘイル卿によって示されているものの、これらの学説以上の裏付けはほとんどなく、また、コーク卿やヘイル卿も、国王が誤審令状によって上訴できることを暗示しているにとどまり、明示的に肯定してはおらず、この時代の教科書は、ほとんど例外なく、刑事事件において再審 (a new trial) または誤審令状の発行を受けることができる唯一の当事者は被告人 (またはその代理人) であり、被告人に有利な判決は最終的かつ決定的であることを当然のこととして強く主張していることが確認された<sup>68)</sup>。

その上で、最高裁は、この問題についてイギリスの法律がどのようなものであったとしても、アメリカの判例法では、その判決が無罪評決に基づいて下されたものであれ、裁判所による法律問題の判断に基づいて下されたものであれ、明示的な法令に基づく場合を除き、刑事事件における被告人に有利な判決に対して、検察官が誤審令状を請求する権利はないことが確定しており<sup>69)</sup>、その理由として、無罪評決に基づく判決後に検察官が誤審令状を請求することを認めれば、被告人を二度危険にさらすことになり、憲法の規定に反することを挙げた<sup>70)</sup>。

また、刑事事件において、誤審令状を請求する権利や誤審令状の性質をもつ上訴を行う権利が、積極的な法令によって検察官に与えられている州もあるが、これらの州の判例は、このような検察官に明示的に権利を付与する法令がない場合には、被告人に有利な終局判決が下された後の刑事事件では、その判決が無罪評決に基づいて下されたものであろうと、法律の争点に関する裁判所の判断に基づいて下されたものであろうと、誤審令状を請求することはできないことを決定的に示しているとし、被告人は一度裁判にかけられ、

---

68) *Id.*, at 312.

69) *Id.*

70) *Id.*

裁判所によって釈放された後は、立法府が検察の要請による判決の見直しを明確に規定している場合を除き、同じ原因で再び苦しめられることはないことが明らかにされた<sup>71)</sup>。

(3) 1896年ボール事件合衆国最高裁判決<sup>72)</sup> 本件では、陪審員の無罪評決後の再訴追及び上訴審での有罪判決破棄後の再審が二重の危険条項によって禁止されるかが問題となった。

(a) 事件概要 被告人ミラード・ボール、ジョン・ボール、ロバート・バウトウェルは、殺人罪で起訴された。陪審員は、ジョン・ボールとロバート・バウトウェルに対して有罪評決を言い渡し、死刑が宣告されたが、ミラード・ボールは無罪となった。ところが、その後、犯罪成立の必須要素である被害者の死亡時刻と場所が記載されていないという起訴状の欠陥が明らかになったことから、有罪判決が破棄され、大陪審は被告人ら3名を殺人罪で再び正式訴追した。ミラード・ボールは前の危険の抗弁と前の無罪の抗弁を主張し、ジョン・ボールとロバート・バウトウェルは前の危険の抗弁を主張したが、いずれの主張も却下された。陪審員は被告人ら3名に有罪評決を言い渡し、死刑判決が宣告された。これに対して、被告人らが合衆国最高裁に上訴した。

(b) 判旨 合衆国最高裁は、はじめに、陪審員がミラード・ボールに無罪を言い渡したことの影響を検討した。そして、イギリスでは、正式訴追における無罪判決に欠陥があり、審理で異議を唱えられたり、判決抑止の申立て<sup>73)</sup>や誤審令状による異議が唱えられていれば、有罪判決や量刑を支持し得なかった場合には、無罪判決は、前の無罪の抗弁を支えるのに不十分であると考えられ、アメリカの判例においても、同様の考え方が採用されて

---

71) *Id.*, at 318.

72) *United States v. Ball*, 163 U.S. 662 (1896).

73) 陪審員の評決があった後、正式裁判記録上明白な誤りがあり、それが判決をしても判決が無効とされるような重大なものであることを理由に、判決をしないことを申し立てる手続。例えば、裁判所に当該犯罪に対する裁判管轄権がない場合や、正式起訴状に記載されている事実が犯罪を構成しない場合に、被告人が判決をすべきでないことを主張することになる。

きたとして、欠陥のある起訴によって無罪となった場合の再訴追が問題となったイギリスやアメリカの判例を概観した<sup>74)</sup>。

その上で、最高裁は、イギリスの法理に従ったアメリカの判決は、イギリスの先例に依拠しているだけで、それ以上の理由づけはなされておらず、この問題の重要性に鑑みて十分に検討した結果、この法理は、その根拠に満足できないだけでなく、犯罪の責任を問われている人々にとって不公平であるように思われると判示した。そして、欠陥のある起訴によって無罪となった場合の再訴追についての問題は、本件で初めて合衆国最高裁に提示されたが、殺人罪について正式訴追が行われ、無罪の争点 (issue of not guilty) で無罪の評決が言い渡され、しかも、評決前に正式訴追が不十分であるとの異議が唱えられなかったのであれば、同一の殺人罪に対する二度目の訴追が禁止されるとの結論を出さざるを得ないと述べた<sup>75)</sup>。

最高裁は、二重の危険条項が禁止しているのは、二度処罰することではなく、二度危険にさらすことであり、被告人は、有罪が言い渡されるか無罪が言い渡されるかにかかわらず、最初の裁判で等しく危険にさらされることになることと指摘した。そして、裁判管轄権をもたない裁判所で言い渡された無罪判決は、当然ながら、当該事件についてのすべての手続と同様に絶対的に無効であり、したがって、当該事件について管轄権を有する裁判所におけるその後の正式訴追や裁判の妨げにはならないが、正式起訴状に致命的な欠陥があったとしても、裁判所が裁判管轄権を有していた場合にのみ無効にすることができ、しかも、誤審令状によって無効とされるまでは、附帯的に攻撃される (collaterally impeached) こともないと述べた。

その上で、無罪評決は最終的なもの (final) であり、誤りであろうとなかろうと、被告人を二度危険にさらすことなく、また憲法に違反することなく、見直すことはできないことから、本件において、正式に言い渡された評決に

---

74) United States v. Ball, 163 U.S. 662, 666 (1896).

75) *Id.*, at 669.

よって無罪となったミラード・ボールに対しては、裁判所は、釈放を命じる以外の措置を取ることはできなかったとした。また、イギリスではどうであろうと、アメリカでは、無罪評決は、その後になんらかの判決が下されていないとしても、同一犯罪に対する再訴追を禁じるものであることも明らかにした<sup>76)</sup>。

次に、法廷意見は、被告人が請求した誤審令状に基づいて有罪判決が破棄された後の再審が許容されるかについて検討した。最高裁は、被告人ジョン・ボールとロバート・バウトウエルの前の有罪の抗弁は認められないと結論づけ、その理由として、被告人ら自身によって、誤審令状が請求され、それに基づいて彼らに対する判決と刑罰が破棄され、正式起訴状の却下が命じられたことを挙げた。そして、正式起訴状の欠陥を理由に自身に言い渡された判決の無効を獲得した被告人は、有罪判決を受けたのと同じの犯罪について、同一の正式起訴状または別の正式起訴状で新たに審理されうことは極めて明白であり、したがって、裁判所が被告人らの前の危険の抗弁を却下したことは正当であると判示した<sup>77)</sup>。

## 2 20世紀の主要な判例

(1) 1904年ケプナー事件合衆国最高裁判決<sup>78)</sup> 本件では、無罪判決に対する検察官上訴が二重の危険条項に違反するかが問題となった。

(a) 事件概要 フィリピンのマニラで弁護士をしていた被告人は、依頼人の資金を横領した罪で起訴され、裁判官裁判で無罪判決を言い渡された。これに対して、検察が、無罪判決後の検察による上訴を許容する法律に基づき、フィリピン最高裁判所に上訴したところ、最高裁は、被告人を無罪とした判決を覆し、被告人を有罪とした上で懲役刑を言い渡した。これに対して、被告人は、上訴手続によって二度目の危険にさらされ、これは「何人も同一

---

76) *Id.*, at 671.

77) *Id.*, at 672.

78) *Kepner v. United States*, 195 U.S. 100 (1904).

の犯罪について二度危険にさらされない」旨を規定した連邦議会制定法に違反しており、合衆国憲法にも違反するとして、合衆国最高裁に上訴した。

(b) **判旨** 合衆国最高裁は、1873年ラング事件合衆国最高裁判決を引用した上で、コモン・ローが、同一の犯罪に対して二度目の刑罰を与えることを禁止しているだけでなく、さらに進んで、被告人が刑罰を受けたかどうか、また前の裁判で無罪判決を受けたか有罪判決を受けたかどうかにかかわらず、同一の犯罪に対して二度目の裁判を行うことを禁止していることを確認した<sup>79)</sup>。

また、二重の危険の原則における危険を、陪審員による評決後の二度目の起訴に限定する概説書が存在するのは事実であるとしながらも、合衆国最高裁やその他のアメリカの判例法では、適切に組織され管轄権を有する裁判所で手続に則って犯罪の嫌疑をかけられ、無罪判決を受けた場合には、その者は危険に置かれていたとのルールが正当に認められていることを明らかにした<sup>80)</sup>。そして、陪審員のみが無罪または有罪の評決を行う法域では、陪審員が召集され、被告人に対する評決の責任を負うまでは、法的な危険は生じないことは間違いないが、同一の犯罪に対する二度目の裁判からの保護については、被告人が管轄権を有する裁判所で裁かれた場合、陪審員のみが有罪または無罪を宣告できる法廷での場合と同様に、被告人は危険に置かれたことは明らかであると判示した<sup>81)</sup>。

さらに、最高裁は、1892年サンジュ事件合衆国最高裁判決を引用し、判決が無罪評決に基づいて下されたものであれ、裁判所による法律問題の判断に基づいて下されたものであれ、明示的な法令に基づく場合を除き、刑事事件における被告人に有利な判決に対して、検察官が誤審令状を請求する権利はないことが確定していることに言及し<sup>82)</sup>、加えて、無罪評決後の検察官によ

---

79) *Id.*, at 126.

80) *Coleman v. Tennessee*, 97 U.S. 509 (1878).

81) *Kepner v. United States*, 195 U.S. 100, 128 (1904).

82) *Id.*, at 128-129.



る二度目の訴追が法律によって認められないことを示した1896年ボール事件合衆国最高裁判決を引用して、たとえ評決後に何らかの判決が言い渡されていないとしても、また、無罪判決が欠陥のある起訴状に基づいていたとしても、前の危険 (former jeopardy) には、正式に下された評決によって無罪となった者も含まれるというのが本法廷の確立した法であることを示した。その上で、二重の危険からの保護とは、下級審が判断したように、再処罰の危険性に対するものではなく、同一の犯罪について再び裁判を受けることに対するものであるとした<sup>83)</sup>。

本判決では、ホームズ判事の反対意見が示され、ホワイト判事、マッケンナ判事もこの意見に同意を示した。反対意見では、現在のこの国では、犯罪者が圧政にさらされるよりも、裁きを逃れる方が危険であることが指摘された。そして、危険とは、裁判の始まりから終わりまで継続する危険であるから、たとえ何度も審理されたとしても、論理的かつ合理的に考えれば、同じ裁判で何度も危険に置かれたとは言えないとした<sup>84)</sup>。また、二重の危険の原則の起源は、ある者が一度裁判を受けた場合に、同一の犯罪について新たな独立した裁判を行うことを禁じるものであって、同一の事件で二度裁判を受けてはならないという規則は存在しないと判示した<sup>85)</sup>。

(2) 1905年トロノ事件合衆国最高裁判決<sup>86)</sup> 本件では、殺人罪の正式訴追において、陪審員が、被告人を殺人罪については無罪とし、殺人罪に包含される小なる犯罪である暴行罪について有罪にし、被告人による上訴で暴行罪の有罪判決が破棄され、再審が開始された場合に、被告人は殺人罪についても再審されうるのか、あるいは、再審の範囲は被告人が判決の破棄を求めた暴行罪に限定されるのかが問題となった。

(a) 事件概要 被告人らは、フィリピンの第一審裁判所において殺人

---

83) *Id.*, at 130.

84) *Id.*, at 134.

85) *Id.*

86) *Trono v. United States*, 199 U.S. 521 (1905).



罪で裁かれ、殺人罪については無罪、暴行罪については有罪となり、6ヶ月の懲役と罰金の判決を受けた。被告人らはフィリピン諸島最高裁判所に上訴し、最高裁は第一審判決を破棄し、殺人罪について有罪とし、8年から14年の禁固刑と罰金刑を言い渡した。これに対し、被告人らは、フィリピン諸島最高裁判所の判決は、被告人らを二度目の危険にさらすものであるとして、判決の見直しを求める誤審令状を請求した。

(b) 判 旨 法廷意見は、無罪判決に対する上訴が二重の危険条項に反することを示した1904年ケブナー事件合衆国最高裁判決に触れた上で、ケブナー事件と本件との違いは明らかであるとし、検察が、第一審裁判所の無罪評決や無罪判決を見直そうとすることと、被告人自身が判決に対して上訴してその破棄を求めることの間には、決定的な違いがあると判示した<sup>87)</sup>。

そして、本件で提示された問題については、様々な州の裁判所で様々な意見が生み出されてきたが、多くの裁判所が、再審の範囲を被告人が第一審で有罪とされたより小さな罪に限定しなければならないとしている一方で、再審では、前の裁判がなかったかのように、すべての事件が開かれる (whole case was open) と判断した裁判所もあり、その結論は分かれているとした<sup>88)</sup>。

再審の範囲が制限される理由として、最高裁は、1881年ダウリング事件ニューヨーク州控訴裁判所判決<sup>89)</sup>を引用した。同判決は、被告人の申し立てによって再審がなされる場合も、被告人は憲法の二重の危険条項が禁止する二度目の危険にさらされることになるが、それは、被告人自身が、最初の裁判における誤りの是正を求めることによって、憲法上の保護を放棄したとの理由で許されていることを確認し、その上で、この権利放棄の範囲は、被告人自身が権利放棄の範囲を拡張しない限りは、被告人が救済を求めている事柄にしか及ばないとした。したがって、ある訴因や犯罪について有罪の評決

---

87) *Id.*, at 529-530.

88) *Id.*, at 530.

89) *People v. Dowling*, 84 N. Y. 478 (1881).

がなされ、他の訴因や犯罪について無罪の評決がなされたように、正式訴追について部分的な有罪判決が下され、誤審令状により有罪判決が取り消された場合には、被告人は前の有罪を主張する権利を放棄し、前の無罪を主張する権利を依然として保持していると判示した<sup>90)</sup>。

他方で、最高裁は、再審の範囲が制限されないとの判断を示した州裁判所の判例<sup>91)</sup>を参照した上で、こうした判断を示した判例は、一般的に、被告人が判決に不服を申し立てる際には、無罪となる部分と有罪となる部分の両方を含む判決全体に不服を申し立てることになるとの理由に基づいていることを示した<sup>92)</sup>。

その上で、最高裁は、より良い教義は、再審の範囲を被告人が第一審で有罪とされたより小さい犯罪の問題に限定せず、有罪判決を取り消すことで論争全体を開放し、元の判決がなかったかのように対処することであると結論づけた。そして、被告人は自らの行為によって判決全体の取り消しを得たのであり、再審の際には、以前に裁判が行われなかったかのように、被告人を訴追してはならない理由はないとし、被告人が判決に上訴し、その取り消しを求めることを選択し、それが成功したのであれば、被告人が自ら取り消しを求めた判決に含まれる、より大きな犯罪に対する以前の無罪判決を利用する権利を放棄することになると判示した<sup>93)</sup>。

法廷意見に対しては、マッケンナ判事の反対意見が示されている。マッケンナ判事は、憲法上の保障と法律上の救済措置を交換条件にすべきではなく、不当な有罪判決の再審を得るための代償として、別の犯罪について言い渡された正当な無罪判決に基づく保護を放棄することを被告人に要求すべきでは

---

90) *Id.*, at 483.

91) *People v. Palmer*, 109 N.Y. 413 (1888). この事件では、「再審を認めることにより、当事者は審理が行われなかった場合と同じ立場になる。」「再審が命じられた場合、すべての点で審理が行われなかったのと同じように進行するものとする。」旨を規定した、刑事訴訟法の規定の効果が争われた。控訴裁判所は、再審による危険は、被告人の同意に基づいて発生したものであるとして、この法令は二重の危険条項に反しないとし、その有効性を認めた。

92) *Trono v. United States*, 199 U.S. 521, 531 (1905).

93) *Id.*, at 533.

ないと述べた<sup>94)</sup>。

(3) 1957年グリーン事件合衆国最高裁判決<sup>95)</sup> 本件では、有罪判決破棄後の再審の範囲について、被告人が有罪判決の破棄を求めた罪のみが再審の対象となるのか、前の裁判で有罪判決が言い渡されなかった罪も含めた事件全体が再審の対象となるのが問題となった。また、本判決では、初めて二重の危険の原則の根拠が判示された。

(a) 事件概要 被告人は、放火と、放火による殺人の二つの訴因で起訴された。被告人は、いずれの訴因についても無罪を主張し、事件は陪審員によって審理されることとなった。裁判長は、陪審員に対し、第一訴因については放火罪、第二訴因については死刑に処せられる第一級殺人罪か、長期の懲役ないし終身刑に処せられる第二級殺人罪のいずれかが適用される旨を説示した。陪審員は、被告人を放火罪と第二級殺人の罪で有罪とし、第一級殺人罪については言及せず、有罪としなかった。裁判官はこの評決を受け入れ、判決を下し、陪審員を解任した。

そこで、被告人は、第二級殺人の有罪判決について上訴した。控訴裁判所は、証拠の裏付けがないことを理由に有罪判決を破棄し、再審を請求した。再審において、被告人は、前の起訴状に基づいて第一級殺人罪で再び審理された。再審の冒頭で、被告人は前の危険の抗弁をしたが、裁判所はこの抗弁を却下し、被告人は、新たな陪審員によって第一級殺人について有罪とされ、死刑の宣告を受けた。

これに対し、被告人は再び上訴した。控訴裁判所は、1905年トローノ事件合衆国最高裁判決に依拠して、被告人の前の危険の抗弁を退け、有罪判決を維持した。これに対して、合衆国最高裁が裁量上訴を認めた。

(b) 判旨 合衆国最高裁は、憲法が禁止する二重の危険とは、被告人が二度にわたって裁判を受け、有罪判決を受ける可能性を防ぐためのものであるとし、ブラックストーンの注釈書や1873年ラング事件合衆国最高裁判

---

94) *Id.*, at 539.

95) *Green v. United States*, 355 U.S. 184 (1957).

決でも、同様の見解が示されているとした。そして、二重の危険の根底にある考え方とは、少なくとも英米法制に深く根付いているもので、「あらゆる資源と権力をもつ国家が、被告人を有罪にする試みを繰り返し、それによって、被告人を困惑や、出費や、試練にさらし、継続的な不安と恐怖の中での生活を余儀なくさせ、また、無実であっても有罪とされる可能性を高めることは、許されるべきではない」ことであると明らかにした<sup>96)</sup>。そして、こうした考え方に基づき、憲法修正5条のもとでは、無罪評決は最終的なもので、被告人の危険を終わらせ、たとえ評決後に判決が下されていない場合でも、同一の犯罪に対するその後の起訴を禁止するものであると考えられてきたこと、たとえ無罪判決に誤りがあるように思われても、検察は上訴によって再審を得ることができないのが、アメリカ刑法の基本原則の一つであることを確認した<sup>97)</sup>。

また、危険が発生する時期については、評決が下された時点ではなく、被告人が陪審員の前で裁判にかけられた時点であるとし、被告人の同意なく陪審員が解散された場合には、被告人を再審することができないのが合衆国最高裁の立場であるとした<sup>98)</sup>。これは、陪審員が被告人を有罪にしない可能性がある場合に、検察官や裁判官が裁判を打ち切り、その後、新しい陪審員のもとで裁判を繰り返すことを防ぐためである<sup>99)</sup>。

以上のように、二重の危険の目的や危険の発生時期について述べた上で、最高裁は、本件で問題となった有罪判決破棄後の再審の範囲について検討した。最高裁は、被告人の上訴によって有罪判決が破棄された場合の再審が、二度目の危険に該当するにもかかわらず許容される理由としては、被告人が有罪判決の破棄を求めることで、前の危険の抗弁を「放棄」したとみなされるため、あるいは、被告人が無罪判決を受けるか有罪判決が確定するまでは危険は終わらず、再審は最初の裁判の危険が継続しているとみなされるため

---

96) *Id.*, at 187-188.

97) *United States v. Ball*, 163 U.S. 662, 671 (1896).

98) *Wade v. Hunter*, 336 U.S. 684 (1949); *Kepner v. United States*, 195 U.S. 100, 128 (1904).

99) *Green v. United States*, 355 U.S. 184, 188 (1957).

との説明がありうるが、いずれの理由にせよ、有罪判決が上訴によって破棄された場合、被告人は同一の犯罪に対して二度目の裁判を受けることができることを確認した<sup>100)</sup>。しかし、本判決は、それとは大きく異なる問題があり、第一級殺人罪についての二度目の裁判は、同一の犯罪に対して被告人を二度危険にさらすものであり、憲法違反であると結論づけた<sup>101)</sup>。

その理由として、最高裁は、被告人が第一級殺人罪について裁判を受け、陪審員が第一級殺人罪と第二級殺人罪のうち、第二級殺人罪について有罪とすることを選択した場合、陪審員は、第一級殺人罪について暗黙のうちに無罪判決を下したとみなされることを挙げた。もっとも、本件においては、こうした理由のみで、結論が導かれるわけではなく、さらに、陪審員に評決を下す十分な機会が与えられ、評決を妨げられるような特別な状況も存在しなかった以上、被告人が陪審員の前で裁判にかけられた時点で発生した第一級殺人罪についての危険は、陪審員が解散した時点で終了し、よって、同一の犯罪で再審されることはないことも挙げている<sup>102)</sup>。

さらに、被告人は、第二級殺人罪の有罪判決に対する上訴を成功させたことで、第一級殺人罪についても前の危険の抗弁を「放棄した」との検察の主張に対しては、最高裁は、こうした矛盾した主張を受け入れることはできないとした。そして、「放棄した」という言葉は、法律上、良い意味でも悪い意味でも、様々な目的で使われる曖昧な言葉であるが、通常の意味では、この言葉はある種の自発的な権利の放棄を意味するとし、第二級殺人罪で有罪判決を受け、長期の懲役刑を科せられた者が、第二級殺人罪の破棄を獲得するために、第一級殺人罪についての前の危険の抗弁を放棄することを「選択した」というのは、全くのフィクションであるとした<sup>103)</sup>。また、「通常は、そのような放棄を表明することはないし、考えることもない。さらに、合衆国

---

100) United States v. Ball, 163 U.S. 662 (1896).

101) Green v. United States, 355 U.S. 184, 189-190 (1957).

102) *Id.*, at 190-191.

103) *Id.*, at 191-192.

憲法の明確な条項によって確保されるほど重要な権利を放棄しない限り、被告人が重大な判決の誤りを是正することを認められないとはとても考えられない<sup>104)</sup>」との1904年ケプナー事件合衆国最高裁判決におけるホームズ判事の発言を引用し、このような「選択」に直面した被告人は、誤った有罪判決の破棄を獲得するために「捨て身の賭け (desperate chance)」をすることになるとした。そして、法は、被告人をこのような信じられない窮地に立たせるべきではなく、ある犯罪についての上訴を、別の犯罪についての有効な前の危険の抗弁の強制的な放棄に基づいて行うことは、二重の危険を禁じる憲法に明らかに抵触する剥奪を強いるものであるとした<sup>105)</sup>。

なお、被告人が上訴により暴行罪の有罪判決の破棄を得た場合、その暴行罪を包含する第一審で無罪となった殺人罪についても前の無罪の抗弁の権利を放棄したことになるとの結論を示した1905年トローノ事件合衆国最高裁判決については、その特殊な事実関係を越えて拡張されるべきではないとし、有罪判決後の再審が許容される根拠として、「放棄の理論」や「危険の継続理論」を採用した場合、二重の危険を禁じる憲法が不当に損われることになると述べた<sup>106)</sup>。そして、同一の犯罪について二度危険に置かれまいとの権利は、われわれの社会における重要な安全装置 (safeguard) であり、多大な犠牲を払って獲得され、今後も非常に尊重されるべきものであると判示した<sup>107)</sup>。

(4) 1962年フォン・フー事件合衆国最高裁判決<sup>108)</sup> 本件では、被告人が、陪審員に対する裁判官の誤った指示により無罪判決を言い渡された場合に、無罪判決を破棄して再審することが可能かが問題となった。

(a) 事件概要 被告人である企業とその従業員2名は、合衆国のある機関が管轄する事項について重要事実を隠蔽し、共謀したとの事実で起訴さ

---

104) *Kepner v. United States*, 195 U.S. 100, 135 (1904).

105) *Green v. United States*, 355 U.S. 184, 193-194 (1957).

106) *Id.*, at 197.

107) *Id.*, at 198.

108) *Fong Foo v. United States*, 369 U.S. 141 (1962).

れ、陪審員裁判にかけられた。ところが、検察側の4人目の証人の証言中に、地裁判事が全被告人に対して無罪評決を出すように陪審員に指示し、その後、正式な無罪判決が出された。記録によると、地裁判事の処分は、事件を起訴した連邦検事補の不適切な行為と、それまでに証言した検察側証人の証言の信用性の欠如という二つの理由のうち、どちらか一方または両方に基づいていた。

検察は、合衆国控訴裁判所に職務執行令状を請求し、無罪判決を無効にし、事件を再び審理に付すことを求めた。合衆国控訴裁判所は、地裁判事には無罪評決を指示する権限がないとの理由で、当該申立てを認めた。

これに対して、被告人が上訴し、合衆国最高裁によって裁量上訴が認められた。

(b) **判旨** 最高裁は、「何人も、同一の犯罪のために、二度生命や身体の危険にさらされない」との憲法上の規定が、本件の根底にあり、合衆国控訴裁判所が無罪評決を破棄し、同一の犯罪についての再審を指示したことは、この保障に違反していると結論づけざるを得ないと述べた<sup>109)</sup>。

そして、最高裁は、本件では、被告人が、有効な起訴状に基づき管轄権を有する合衆国裁判所で裁判を受けており、裁判は判決が出る前に打ち切られたわけではなく、各被告人に終局的な無罪判決を言い渡すことで終結していることを確認し、合衆国控訴裁判所が、当該無罪判決がひどく誤った根拠に基づいていると考えたことにも理由はあったが、それでもなお、「無罪評決は最終的なものであり、誤りであろうとなかろうと、被告人を二度危険にさらすことなく、また憲法に違反することなく、見直すことはできない<sup>110)</sup>」と判示した<sup>111)</sup>。

(5) **1964年タテオ事件合衆国最高裁判決<sup>112)</sup>** 本件では、有罪判決が手

---

109) *Id.*, at 143.

110) *United States v. Ball*, 163 U.S. 662, 671 (1896).

111) *Fong Foo v. United States*, 369 U.S. 141, 143 (1962).

112) *United States v. Tateo*, 377 U.S. 463 (1964).



続の瑕疵を理由に破棄された後の再審の許容性が問題となった。

(a) **事件概要** 被告人は、銀行強盗、強盗に関連した誘拐、銀行資金の取得と持ち出し、盗まれた銀行資金の受領と所持、および共謀を告発する五つの訴因について陪審員裁判にかけられた。裁判官は、被告人の弁護人に対し、仮に被告人が有罪となれば、誘拐罪は終身刑、その他の罪は逐次執行の刑の宣告（複数の訴因について有罪となり、自由刑が科される場合、各訴因ごとに刑期を定め、逐次的に執行するものとして刑期の総和を言い渡すこと）になると告げた。この裁判官の見解を聞かされ、弁護人から有罪の可能性が高いことを告げられた被告人は、有罪答弁を行った。陪審員は解任され、誘拐罪は検察によって取下げられ、被告人は誘拐罪以外の罪について懲役22年6ヶ月を宣告された。その後、合衆国法律集第28編第2255条に基づく手続において、被告人の有罪答弁の任意性に疑いがあることを理由に、有罪判決の破棄と再審を求める被告人の申立てが認められた。

被告人は、検察が取下げた誘拐罪で再起訴され、有罪答弁を行った四つの銀行強盗の容疑とともに裁判にかけられたが、弁護人の申立てにより、裁判所は、誘拐罪と他の四つの罪の公訴を棄却した。これに対して、検察官が上訴した。

(b) **判旨** 合衆国最高裁は、有罪判決に至るまでの手続の誤りに基づいて有罪判決が破棄された場合に、検察が被告人を再審することは憲法修正5条によって妨げられないとの原則が、アメリカ憲法学の中で確立しており、この点について、イギリスと異なっていることを確認した<sup>113)</sup>。また、この原則が、1896年ボール事件合衆国最高裁判決をはじめとする様々な判例の中で採用されていると述べた<sup>114)</sup>。

113) *Id.*, at 465.

114) 例えば、1919年ストラウド事件連邦最高裁判決では、誤った自白を理由に有罪判決が破棄された後の再起訴が認められた。Stroud v. United States, 251 U.S. 15 (1919). また、1949年ブライアン事件連邦最高裁判決では、証拠不十分を理由に有罪判決が破棄された後の再起訴が認められた。Bryan v. United States, 338 U.S. 552 (1949). さらに、1960年フォルマン事件連邦最高裁判決では、陪審員への説示の誤りを理由に有罪判決が破棄された後の再起訴が認められた。Forman v. United States, 361 U.S. 416 (1960).



また、最高裁は、再審の許容性を裏付ける理論が様々に提唱されてきたが、1896年ボール事件合衆国最高裁判決を説明するために採用された抽象的な概念よりも重要なのは、「健全な司法行政 (sound administration of justice) のための原則」が示唆することであるとした。最高裁は、公正な裁判を受ける被告人の権利に対応して、そのような裁判を受けた結果として有罪が明らかなる者を処罰するという社会的関心があり、有罪判決に至るまでの手続に破棄事由となるような瑕疵があったことを理由にすべての被告人が刑罰を免除されるとすれば、社会が支払うべき代償は実に高いものになると述べた<sup>115)</sup>。また、被告人の立場からしても、もし、上訴裁判所が、有罪判決を破棄すると被告人をそれ以上訴追することができなくなることを知っていれば、裁判や公判前段階での不適切な行為の影響を防ぐために今ほど熱心に取り組むかどうかは、少なくとも疑わしいので、現実には、再審の実施は、社会的関心だけでなく、被告人の利益にも資するものであると判示した<sup>116)</sup>。

(6) 1977年マーティン・リネン・サプライ事件合衆国最高裁判決<sup>117)</sup>

本件では、検察官上訴を許容する制定法に基づく無罪判決に対する検察官上訴が、二重の危険条項に反するかが問題となった。

(a) 事件概要 被告人である企業は、裁判所侮辱罪で起訴され、陪審員裁判にかけられた。しかし、陪審員の評決不成立により、陪審員は解散させられた。その後、被告人は、「陪審員の解散後7日以内に無罪判決の申立てを行うことができ、裁判所は無罪判決を下すことができる……」旨を規定した連邦訴訟規則29条(c)に基づき、無罪判決の申立てを行い、合衆国地方裁判所は無罪判決を言い渡した。

これに対して、検察官は、刑事事件における検察官上訴について「公訴を棄却した地方裁判所の……判決に対し控訴裁判所に控訴するものとする。ただし、合衆国憲法の二重の危険条項によってさらなる訴追が禁止されている

---

115) United States v. Tateo, 377 U.S. 463, 466 (1964).

116) *Id.*

117) United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564 (1977).

場合は、この限りでない。」旨を規定した合衆国法律集18章3731条に基づいて上訴したが、合衆国控訴裁判所が上訴を棄却したことから、検察官はさらに合衆国最高裁に上訴した。

(b) 判旨 合衆国最高裁は、アメリカでは、議会の明示的な承認がない限り、検察は刑事事件で上訴することができないとの原則が長年にわたり確立してきた<sup>118)</sup>が、1970年統合犯罪防止法の第3章として3731条を制定する際に、「議会は検察の上訴に対するすべての制定法上の障壁を取り除き、憲法が許すときはいつでも上訴を認めることを意図した<sup>119)</sup>」ことから、現在は、二重の危険条項で禁止されていない限り、連邦訴訟規則29条(c)に基づいて地方裁判所が下した無罪判決に対して、検察が上訴することが3731条によって許されると判示した<sup>120)</sup>。そして、検察の上訴に制定法上の制限があった頃は、検察の上訴に対する憲法上の制限の範囲を検討する必要はほとんどなかったが、議会が上訴に対する法的制限を撤廃し、関連する質問(inquiry)が二重の危険条項の適用範囲自体に向けられるようになったことで、「刑事事件における検察の上訴権の境界をより正確に決定するために、同条項の基礎となる政策を詳しく検討する必要<sup>121)</sup>」が出てきたことを指摘した。その上で、検察官上訴の制限を支える政策について、過去の合衆国最高裁判例を引用し、二重の危険条項は、複数の訴追の脅威に向けられたものであって、少なくとも検察官上訴が再審を必要としない場合には、検察官上訴に向けられたものではなく<sup>122)</sup>、この政策の根底には、同一の犯罪に対する再審の繰り返しによって、国家が市民に対する強力な抑圧の手段をもつことになることへの懸念があることを示した<sup>123)</sup>。そして、二重の危険条項は、国家が被告人に対する訴追を繰り返すことで、被告人を困惑や、出費や、試

---

118) United States v. Wilson, 420 U.S. 332, 336 (1975); United States v. Sanges, 144 U.S. 310 (1892).

119) *Id.*, at 337.

120) United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564, 568 (1977).

121) United States v. Wilson, 420 U.S. 332, 339 (1975).

122) *Id.*, at 342, 346.

123) United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564, 569 (1977).

練にさらし、継続的な不安と恐怖の中での生活を余儀なくさせ、また、無実であっても有罪とされる可能性を高めることが許されるべきでないことを保障していると判示した。また、「社会は、刑事裁判が個々の被告人にとって重大な個人的負担であることを認識しており、刑法の執行という極めて重要な利益を正当化するために、国家に刑事手続の実行を一度きりに限定しようとしていることに表れている<sup>124)</sup>」と述べている<sup>125)</sup>。

さらに、最高裁は、二重の危険条項が複数の訴追を禁止するために以下の点を前提にしていることも確認した。第一に、二重の危険条項による保護は、被告人が実際に「危険」に置かれた場合にのみ適用され、この「危険」は、陪審員裁判の場合は、陪審員が任命され宣誓した時点で、裁判官裁判の場合は、裁判官が証拠調べに入った時点で発生することになる点である<sup>126)</sup>。第二に、検察の上訴によって連続して訴追される恐れがない場合は、二重の危険条項の侵害には当たらず、したがって、陪審員が有罪評決を下した後に公訴棄却がなされた場合には、被告人が上訴したとしてもすでに言い渡された有罪評決が回復されるに過ぎないので、検察官上訴は許容されるとされてきた点である<sup>127)</sup>。

以上を踏まえ、本件については、陪審員の審理無効後に、連邦訴訟規則29条(c)に基づく無罪判決が言い渡されているため、仮に検察の上訴が成功すれば、無罪判決の破棄後に新たな審理が行われることになることから、検察官上訴に対する二重の危険の適用が回避されるケースには当たらないと結論づけた<sup>128)</sup>。

そして、連邦訴訟規則29条(c)に基づいて言い渡された無罪判決の意義について、さらに検討を加えた。その中で、最高裁は、二重の危険の原則の歴史の中で最も基本的なルールは、「無罪判決は、それがたとえ誤りであっ

---

124) United States v. Jorn, 400 U.S. 470, 479 (1971).

125) United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564, 569 (1977).

126) Illinois v. Somerville, 410 U.S. 458, 471 (1973).

127) United States v. Wilson, 420 U.S. 332, 339 (1975).

128) United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564, 570-571 (1977).

ても、最終的なものであり、無罪判決を見直すことは、被告人を二度危険にさらし、憲法に違反することになる<sup>129)</sup>」ことであることを明らかにした。また、何が「無罪 (acquittal)」を構成するのは、裁判官の行為の形式によって左右されるものではなく、どのような形式で言い渡されたものであれ、また内容の正しさがどうであれ、裁判官が起訴された犯罪の事実上の要素の一部または全部を実際に解決したことになるかどうかで判断されなければならないとし、最高裁は、本件で地方裁判所が下した無罪判決は、形式的にも実質的にも「無罪判決」であることに疑問の余地はなく、裁判所が検察の証拠を評価し、有罪判決を維持するには法的に不十分であると判断したことは明らかであるから、この証拠不十分の判断が二重の危険に対する保護を生じさせると結論づけた<sup>130)</sup>。

また、陪審員が正式に言い渡した無罪評決のみが、二重の危険の禁止を生じさせるとの検察の主張に対しては、連邦訴訟規則29条 (c) は、二重の危険条項の保護の発動に関して、裁判官と陪審員の間に「法的区別」を認めていないとして、検察官の主張には賛同できないとした<sup>131)</sup>。

(7) 1978年サナブリア事件合衆国最高裁判決<sup>132)</sup> 本件では、裁判所の誤った証拠排除によって、証拠不十分による無罪判決が言い渡された場合の再審の許容性が問題となった。

(a) 事件概要 被告人 X は、他の数名の被告人らとともに、「違法なギャンブル・ビジネス」に関する連邦法1955条とマサチューセッツ州法17条に基づき起訴された。検察の証拠は、被告人が馬券賭博と数当て賭博に従事したことを示していたが、これに対して、弁護人は、マサチューセッツ州法17条は、競馬などの「競争を行うゲーム」の賭博にのみ適用されるもので、数当て賭博を禁止するものではないとして、検察官は起訴状で主張するような州法違反を証明できていないとし、自身が弁護を担当する全ての被告人に

129) United States v. Ball, 163 U.S. 662, 671 (1896).

130) United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564, 571-572 (1977).

131) *Id.*, at 573.

132) Sanabria v. United States, 437 U.S. 54 (1978).

ついて無罪判決の申し立てを行った。合衆国地方裁判所はこの申し立てを却下した。しかし、その後、数当て賭博は、マサチューセッツ州法17条ではなく7条でのみ禁止されているとするマサチューセッツ州の判例が発見されたことから、合衆国地方裁判所は、数当て賭博に関係する全ての証拠を排除した。そこで、弁護人は、被告人Xが馬券賭博に関与していたことを示す証拠はないこと主張して、被告人Xについてのみ無罪判決の申し立てを行い、合衆国地方裁判所は同申し立てを認めて、被告人Xに無罪判決を言い渡した。残りの被告人らは、馬券賭博について有罪判決を受けた。

検察は、数当て賭博に関連する証拠排除の決定と被告人Xの無罪判決に対して合衆国控訴裁判所に上訴し、被告人Xが馬券賭博に関与していたことを示す証拠が不十分であったとの合衆国地方裁判所の判決の見直しができないことは認めた上で、数当て賭博について再審を求めた。合衆国控訴裁判所は、合衆国地方裁判所の判断を、数当て賭博については公訴棄却をし、馬券賭博については証拠不十分で無罪判決を下したものと理解し、数当て賭博の公訴棄却に対する再審のために、無罪判決を破棄して差し戻した。

(b) **判旨** 合衆国最高裁は、二重の危険条項の主な目的は、連続した裁判を防ぐことであり、検察の上訴それ自体を防ぐことではなく、有罪評決後に公訴棄却された場合、検察が上訴をしても、新たな審理を伴うことなく、前に言い渡された有罪評決が回復されるに過ぎないので、二重の危険条項は検察官上訴を禁止しないことを確認した。その上で、限定的な状況下では、同一の犯罪に関する二度目の審理 (trial) が憲法上許されるため、検察官上訴後に新たな審理が伴うことは、必ずしも禁止されないと述べ、本件における検察官上訴が許容されるか否かは、合衆国控訴裁判所が命じた再審が二重の危険条項に違反するか否かにかかっていると述べた<sup>133)</sup>。

最高裁は、本件において再審が認められるかを判断する際には、本件の被告人が無罪になった事実と向き合わなければならないが、1896年ボール事件合衆国最高裁判決や1977年マーティン・リネン・サプライ合衆国最高裁判決

133) *Id.*, at 63.

で示されたように、「被告人を二度危険にさらし、それによって憲法に違反することなく、無罪判決を見直すことはできない<sup>134)</sup>」ことは、二重の危険の歴史の中で最も基本的なルールであり、1962年フォン・フー事件合衆国最高裁判決で示されたように、無罪が「ひどく誤った基礎に基づいている (based upon an egregiously erroneous foundation)<sup>135)</sup>」場合にまでこのルールが拡張されていることから、このルールの基本的な性質が明らかであると述べた。また、検察も、証拠不十分を理由とした馬券賭博の無罪判決については再審が不可能であると認めており、無罪判決を見直すことができないとの基本ルールには異議を唱えていないから、本件の問題は、検察が再審を求めた数当て賭博と被告人が無罪判決を言い渡された馬券賭博とが「同一の犯罪」と言えるかであるとした<sup>136)</sup>。

検察の主張は、検察は被告人を「二つの」訴因で起訴し、数当て賭博の訴因については無罪判決が言い渡される前に公訴棄却されたので、被告人は数当て賭博については無罪判決を言い渡されていないというものであった<sup>137)</sup>。これに対して、最高裁は、実際に訴追された「一つの」訴因について、被告人は少なくとも正式な無罪判決の言い渡しを受けており、合衆国地方裁判所がその訴因の個別の部分で「棄却」したと捉えることには納得できないとした。そして、訴追を終了させる裁判所の裁定 (ruling) が二重の危険という結果をもたらすかを決定する際に、形式 (form) が実質 (substance) よりも上位に位置づけられるべきではないが、合衆国地方裁判所によって下された命令 (order) の形式を完全に無視することも適切ではないと述べた<sup>138)</sup>。本件では、合衆国地方裁判所は二つの命令を出し、一つは特定の証拠を排除するもので、もう一つは訴追された「一つの」訴因について無罪判決を言い

134) United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564, 571 (1977); United States v. Ball, 163 U.S. 662, 671 (1896).

135) Fong Foo v. United States, 369 U.S. 141, 143 (1962).

136) Sanabria v. United States, 437 U.S. 54, 64-65 (1978).

137) *Id.*, at 65.

138) *Id.*, at 66.

渡すものであり、無罪判決は、違法なギャンブルビジネスに不法に従事したとの連邦法1955条違反の訴因全体に対して下されたものであるとした<sup>139)</sup>。

以上から、最高裁は、合衆国地方裁判所の起訴状の解釈には誤りがあったと考えなければならないとした。もっとも、証拠の許容性を決定する目的での起訴状の誤った解釈がすべて「棄却」とみなされるわけではないとし、本件では、合衆国地方裁判所は、犯罪に必要な要素が訴追されていないとは判断せず、起訴状に記載された犯罪の範囲が狭すぎて、特定の証拠の許容性を認めることができないと判断したことから、今回の合衆国地方裁判所の裁定は、誤った証拠判断であり、これにより証拠不十分による無罪判決が導かれたものと考えらるべきであるとした。そして、この無罪判決は、どれほど誤ったものであったとしても、本件の訴因のあらゆる側面についてさらなる訴追を禁止し、したがって、合衆国地方裁判所の瑕疵に対する上訴審の審査をも禁止するものであると結論づけた<sup>140)</sup>。

(8) 1978年バークス事件合衆国最高裁判決<sup>141)</sup> 本件では、証拠不十分を理由に有罪判決が破棄された場合に、再審を行うことが許容されるか、あるいは、無罪の指示評決を出して裁判を終結させるべきかが問題となった。

(a) 事件概要 被告人は、銀行強盗罪で合衆国地方裁判所で審理を受けた。被告人は心神喪失を主張し、3人の専門家が、被告人が事件の際に精神疾患に罹患しており、制御不能状態にあったことを証言した。これに対して、検察側証人として2人の専門家が証言を行い、うち1人は、被告人には人格障害はあるが、精神疾患はないと証言し、もう1人は、被告人の人格障害を認めたが、被告人が制御不能状態にあったかどうかについては曖昧な証言を行った。さらに、検察側証人として、一般の証人も証言したが、銀行強盗の際、被告人は正常に行動する能力があり、正気であったと思われると証言した。陪審員に事件が付託される前に、合衆国地方裁判所は被告人の無罪

---

139) *Id.*

140) *Id.*, at 68-69.

141) *Burks v. United States*, 437 U.S. 1 (1978).



の申立てを却下し、陪審員は被告人を有罪とした。その後、被告人は、評決を支持するには証拠不十分であったと主張して再審の申し立てを行ったが、地方裁判所は、この申し立てを却下した。

他方、合衆国控訴裁判所は、評決を支持するには証拠不十分であるとの被告人の主張を認め、被告人の有罪判決を破棄した上で、無罪の指示評決を出すべきか、再審を命じるべきかを決定するために合衆国地方裁判所に事件を差し戻した。

これに対して、検察が上訴し、合衆国最高裁が裁量上訴を認めた。

(b) **判 旨** 合衆国最高裁は、証拠不十分を理由とした有罪判決破棄後に、被告人は再審されるかが問題となった過去の最高裁判例を引用した上で<sup>142)</sup>、これらの判例に一貫性はないとしつつも、少なくとも、証拠不十分を理由に有罪判決が破棄された場合でも、被告人が救済手段の一つとして再審を請求した場合には、再び裁判を受けることを要求されることがあるとの命題が明らかになっており、本件の被告人は、再審の申し立てが却下されたために上訴したのであるから、これまでの最高裁の判例によれば、控訴裁判所は、控訴裁判所が命じた条件で差し戻す権限を有していると思われると判示した。そして、これとは異なる帰結に至るためには、これまでの判例から離れる必要があるとした<sup>143)</sup>。

最高裁は、本件の控訴裁判所の判決が「正しいかどうかに関わらず、起訴された犯罪の事実上の要素の一部または全部を解決した<sup>144)</sup>」ことは疑いのない事実であるとし、控訴裁判所は、検察が被告人の責任能力を立証し切れていないと明確に述べており、こうした判断が第一審でなされていれば、被告人には無罪判決が下され、当然ながら、同一の犯罪について再審されることもなく<sup>145)</sup>、これは、事実審理裁判所ではなく控訴裁判所が証拠不十分と

142) Bryan v. United States, 338 U.S. 552 (1950); Sapir v. United States, 348 U.S. 373 (1955); Yates v. United States, 354 U.S. 298 (1957); Forman v. United States, 361 U.S. 416 (1960).

143) Burks v. United States, 437 U.S. 1, 10 (1978).

144) United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564, 571 (1977).

145) Fong Foo v. United States, 369 U.S. 141 (1962); Kepner v. United States, 195 U.S. 100 (1904).



判断した場合でも大きな違いはないはずであると述べた<sup>146)</sup>。

その上で、「二重の危険条項は、最初の裁判で提出できなかった証拠を提出する機会を検察側に与えることを目的とした再審を禁止しており、これは、連続した裁判を禁止する目的の中心となるものである。二重の危険を禁じる憲法上の規定は、ある犯罪の容疑者が裁判の危険にさらされ、二度にわたって有罪判決を受けることがないように保護するためのものである」と判示した<sup>147)</sup>。

そして、控訴審における有罪判決破棄後の再審における二重の危険の影響について最初に検討した1896年ボール事件合衆国最高裁判決は、証拠不十分ではなく、裁判における誤りを理由に有罪判決が破棄された事案であり、ボール事件以降の判例では、裁判の誤りによる有罪判決の破棄と証拠不十分による有罪判決の破棄が区別されておらず、このことが概念上の混乱をもたらしていることを指摘して、二種類の有罪判決の破棄について検討を加えた<sup>148)</sup>。

裁判の誤りを理由とする有罪判決の破棄については、「有罪判決に至るまでの過程において、可逆的な誤りを構成するに足る何らかの欠陥を理由に、すべての被告人が刑罰を免れることになれば、社会が支払うべき代償は非常に高いものになるだろう<sup>149)</sup>」との1964年タテオ事件合衆国最高裁判決の判示を引用した。その上で、証拠不十分とは異なり、裁判の誤りによる有罪判決の破棄は、検察が事件を証明できなかったことを意味しないため、被告人の有罪・無罪については何も示唆しておらず、むしろ、被告人が、何らかの基本的な点で欠陥のある司法手続によって有罪判決を受けたとの判断であると述べた。そして、このような事態が発生した場合、罪を犯した者に対する処罰の保証に社会が正当な関心をもつと同様に、被告人自身も誤りのない

---

146) Burks v. United States, 437 U.S. 1, 11 (1978).

147) *Id.*

148) *Id.*, at 14-15.

149) United States v. Tateo, 377 U.S. 463, 466 (1964).

公正な再審を得ることに強い関心をもつことを指摘した<sup>150)</sup>。

しかし、最高裁は、証拠不十分を理由に有罪判決が破棄された場合には、同様のことは言えないと判示した。この場合、検察側は、あらゆる証拠を提出する公正な機会が与えられているので、不利益を被ったと訴えることはできず、また、このような控訴審での有罪破棄判決は、検察の主張があまりにも不十分で、陪審員に事件を付託するべきではなかったことを意味する。そして、陪審員の無罪評決には、その判断がいかに誤っていたとしても、必然的に絶対的な終局性が与えられるため、控訴審での審査の結果、陪審員が適切に有罪評決を下すことができなかつたと判断された場合、社会が被告人を再審することに大きな関心をもつとは考えにくいと述べた<sup>151)</sup>。

また、長く確立してきたルールでは、裁判官は、証拠とそこから得られる検察側に最も有利な推論によって、陪審員が合理的な疑いを越えて被告人を有罪と判断することが保証される場合には、陪審員に事件を付託することになっており、検察に最も有利な観点で見たときに、陪審員の決定を支持するような実質的な証拠がある場合には、裁判所は陪審員の評決を支持しなければならないことから、証拠不十分を理由とした破棄の決定は、検察側の失敗が明らかな場合にに限られると述べた<sup>152)</sup>。そして、裁判官が無罪判決を下すために必要な条件を前提にすると、検察に「二度目のチャンス (second bite at the apple)」を与えることは、二重の危険条項の目的を否定することになると判示した<sup>153)</sup>。

最高裁は、控訴審が法的に証拠不十分であると判断した時点で、二重の危険条項が再審を妨げるので、控訴審が利用できる唯一の「正当な」救済策は無罪判決の指示であると判断した。そして、再審を求めることで、被告人が証拠不十分を理由とした無罪判決を受ける権利を放棄したと示唆する従来の

---

150) *Burks v. United States*, 437 U.S. 1, 15 (1978).

151) *Id.*, at 16.

152) *Id.*, at 16-17.

153) *Id.*, at 17.

最高裁判例は、本判決により覆されると述べた<sup>154)</sup>。

(9) 1982年ティブス事件合衆国最高裁判決<sup>155)</sup> 本件では、証拠の重さ(ある争点についての証拠全体の優越性。事実審理で提出された信頼できる証拠の質量が優勢であること)を理由に有罪判決が破棄された場合に、その後の再審が許容されるかが問題となった。

(a) 事件概要 被告人は、被害者 A に対する第一級殺人罪と重罪謀殺、被害者 B に対する強姦罪について起訴された。検察側の主要な証人である被害者 B は、被害者 A の殺害状況や犯人の特徴等について証言をした。これに対し、被告人の弁護人は、被害者 B に薬物の使用歴があり、犯行直前にもマリファナを吸っていたことや、事実関係の説明に実際の事実と矛盾する点が見られることなどを指摘して、被害者 B の証言の信用性を争った。また、被告人は、犯行時に、犯行現場とは別の場所にいたと証言し、この証言の一部が他の証人の証言で裏付けられた。審理の結果、陪審員は、第一級殺人と強姦の罪で被告人に有罪評決を下し、裁判官が被告人に死刑を宣告した。

これに対して、被告人は上訴した。フロリダ州最高裁判所は、検察側の証拠にはいくつかの弱点があり、被告人が本件の犯人であることに疑念があるとして、「正義の利益 (interests of justice)」のためには再審が必要であると結論づけて、有罪判決を破棄した。

再審において、事実審理裁判所は、再審は二重の危険の原則に違反するとして、公訴を棄却した。検察が上訴したところ、控訴裁判所は、本件を差し戻した。被告人は上訴し、フロリダ州最高裁判所は、控訴裁判所の判断を支持し、証拠不十分による有罪判決の破棄と証拠の重さによる有罪判決の破棄の違いを説明した上で、本件は、証拠の重さに基づく有罪判決の破棄であり、その場合の再審は二重の危険条項に反しないとした。

これに対して被告人が上訴し、合衆国最高裁が裁量上訴を認めた。

---

154) *Id.*, at 18.

155) *Tibbs v. Florida*, 457 U.S. 31 (1982).

(b) 判 旨 過去の最高裁判決では、有罪判決に上訴した被告人は、同一の犯罪について再び審理される可能性があり<sup>156)</sup>、こうした再審は二重の危険条項の制約を受けないとの原則が示されたが、最高裁は、現在もこの原則が維持されていることを確認した<sup>157)</sup>。そして、この原則の背後には、「有罪判決に至るまでの手続に破棄事由となるような瑕疵があったことを理由にすべての被告人が刑罰を免除されるとすれば、社会が支払うべき代償は実に高いものになる<sup>158)</sup>」との認識や、有罪判決破棄後の再審は、二重の危険条項が対象とする国家による抑圧には該当しない<sup>159)</sup>との認識があることを示した。

他方で、有罪判決の破棄に成功した被告人は再審の対象になるとの原則の例外を示した判例として、1978年バークス事件合衆国最高裁判決を引用し、同判決では、控訴裁判所が有罪判決を裏付ける証拠が不十分であると判断した場合には、二重の危険条項によって再審が禁止される旨が判示され、証拠不十分かの判断基準として、「検察が有罪立証に失敗したことが明らかである場合<sup>160)</sup>」が示されたと述べた<sup>161)</sup>。

そして、同判決で示された例外は、以下の二つの指針を提示していることを指摘した。第一に、二重の危険条項は、無罪判決を特別に重視しており、無罪評決は、陪審員が下したものであれ、裁判官が指示したものであれ、被告人を再審から完全に保護する一方、証拠不十分に基づく有罪判決の破棄は、合理的な事実認定者が被告人を有罪にできなかったことを意味するから、無罪判決の場合と同様の効果を有すること<sup>162)</sup>、第二に、二重の危険条項は、

---

156) United States v. Ball, 163 U.S. 662, 672 (1896).

157) United States v. DiFrancesco, 449 U.S. 117, 131 (1980); United States v. Scott, 437 U.S. 82, 89-92 (1978).

158) United States v. Tateo, 377 U.S. 463, 466 (1964).

159) United States v. DiFrancesco, 449 U.S. 117, 131 (1980); United States v. Scott, 437 U.S. 82, 91 (1978).

160) Tibbs v. Florida, 457 U.S. 31, 41 (1982).

161) *Id.*

162) *Id.*

検察に最初の裁判で提出できなかった証拠を提出する二度目の機会を与える目的で実施される二度目の裁判を禁止しており、この禁止は、同条項の保護の中核をなすものであり、国家が連続する訴追によって裁判戦略に磨きをかけ、証拠を完璧にすることを防ぐものであるから、検察が事件を証明する十分な証拠を提出できなかったとの理由で有罪判決が破棄された場合、二重の危険条項は検察が有罪を目指して再挑戦することを禁止しているというものである<sup>163)</sup>。

その上で、最高裁は、相互に矛盾する証拠に対する陪審員の解決に裁判官が同意せず、陪審員の有罪評決は証拠の重みに反すると結論付けた場合には、上記の方針は妥当しないと述べた。その理由として、こうした証拠の重みに反しているとの理由による有罪判決の破棄は、証拠不十分にに基づく破棄とは異なり、無罪判決が唯一の適切な評決であったことを意味するものではなく、むしろ、この場合の控訴裁判所は、「13人目の陪審員」として、矛盾する証拠に対する陪審員の解決に異議を示しているからであるとした。そして、最高裁は、陪審員の意見の不一致は、二重の危険条項に基づいて再審を禁止する無罪判決には当たらないと認識しており、それと同様に、控訴裁判所が陪審員の証拠の評価に同意しないからといって、こうした控訴裁判所の判断が無罪判決に与えられる特別な尊重を必要とするわけではないと述べた<sup>164)</sup>。

さらに、最高裁は、証拠の重さに基づく有罪判決の破棄は、検察が有罪を裏付ける十分な証拠を提示し、陪審員に有罪を確信させた後にのみ起こり得るものであり、こうした破棄は、被告人に有利な判決を求める二度目の機会を与えるにすぎず、これは、「優れた資源を持つ国家が（被告人を）消耗させ、その粘り強さだけで有罪判決が下されてしまうという許容できないほど高いリスク」を作り出すものではないとした<sup>165)</sup>。

---

163) *Id.*, at 41-42.

164) *Id.*, at 42.

165) *Id.*, at 42-43.

## IV 若干の考察

ここまで、アメリカにおける二重の危険条項の成立過程と、上訴や再審との関係で二重の危険条項が問題となった合衆国最高裁判例を概観してきた。

二重の危険条項の成立過程からは、アメリカでは、二重の危険条項の成立以前に、イギリスから流入した「前の無罪」「前の有罪」の抗弁が各州の憲法に規定され、あるいは、判例の中で認められるなどして、二重の危険の概念が徐々に広がりを見せていたことがわかった。

他方、二重の危険条項を含む権利章典の導入に際しては、二重の危険の保護の範囲や禁止される二度目の「危険」の意義について、深い議論がなされた形跡はなく、むしろ、二重の危険の原則を憲法に規定することで、被告人の有罪判決に対する上訴権が制約されるとの危惧感が示されるなど、二重の危険の原則の憲法への導入に消極的な姿勢をとっているとも思える意見が散見された。しかし、これらの意見を主張した論者も、無罪判決後の再審が許容されないのは当然のことと捉えているように見受けられる。したがって、この時代から、無罪判決は見直しのできない最終的なものであり、他方、有罪判決の誤りが発見された場合に、二重の危険の原則に反することなく、そうした誤りをいかに是正するかが意識されるようになっていたということができよう。

そして、二重の危険の保護の範囲や、禁止される二度目の「危険」の意義、二重の危険の原則に反することなく有罪判決後の再審を許容するための理論的根拠は、その後の合衆国裁判例の中で徐々に明らかにされていくこととなった。

### 1 合衆国最高裁判決の分析

(1) アメリカにおける二重の危険の原則の独自の発展の兆し 判決後の上訴や再審が二重の危険の原則に抵触するかが問題となった合衆国最高裁判

例を概観すると、19世紀の判例では、二重の危険条項の解釈に当たり、母法であるイギリスの法実務を参照しつつも、これとは異なる独自の解釈を展開した上で、イギリスにおけるよりも二重の危険の原則の保護の範囲を拡張していることがわかる。

例えば、当時のイギリスでは、「前の無罪の抗弁」により無罪判決後の再審は絶対的に禁止されるとしつつも、①起訴状に致命的な欠陥があった場合や、②裁判所が管轄権を有していない場合、③起訴された犯罪が行われたことを示す事実が発見されたが、裁判所が誤って、発見された犯罪が犯罪を構成しないと判断した場合には、例外的に、検察側は無罪判決に対して誤審令状による不服申し立てができるとされていた。しかし、1892年サンジュ事件合衆国最高裁判決では、こうしたイギリスの法実務を参照した上で、「イギリスの法律がどのようなものであったとしても、アメリカの判例法では、その判決が無罪評決に基づいて下されたものであれ、裁判所による法律問題の判断に基づいて下されたものであれ、明示的な法律に基づく場合を除き、刑事事件における被告人に有利な判決に対して、検察官が誤審令状を請求する権利はない」と判示し、イギリスの慣例に依拠しない姿勢を見せた。

また、1896年ボール事件合衆国最高裁判決では、イギリスでは正式訴追における無罪判決に欠陥があれば、「前の無罪の抗弁」を支えるのに不十分であると考えられてきたこと、これまでのアメリカの判例もこの法理に依拠してきたことを指摘しつつ、最高裁は、イギリスの法理に従えば被告人にとって不公平を生じさせるとして、たとえ欠陥のある起訴によって無罪判決が出されたとしても、「無罪評決は最終的 (final)」であり、見直すことはできないと判示した。

さらに、1964年タテオ事件合衆国最高裁判決では、二重の危険条項は有罪判決後の再審を禁止しないとの原則がアメリカ憲法学で確立しているが、この点でイギリスとは異なると指摘されている。確かに、イギリスでは、本稿Ⅱの1(3)で確認したように、17世紀中頃から被告人の上訴権が認められ始めたものの、依然としてその上訴権には大きな制約が残されていた。



以上から、最高裁は、イギリスよりも無罪判決の最終性を強めて、二重の危険の原則による保護範囲を拡大する<sup>166)</sup>とともに、被告人の上訴については、これをイギリスよりも広く認めていく方向性を示していると見ることができる。

## (2) 禁止される二度目の「危険」の意義・二重の危険条項の目的

(a) 二度目の「危険」=二度目の「裁判」 二重の危険条項が禁止する二度目の「危険」が、二度目の「裁判 (trial)」であることは、19世紀にすでに明らかにされていた。

この点について最初に判断を示したのは、1873年ラング事件合衆国最高裁判決であった。同判決では、イギリスとアメリカの法律学では「何人も同一の犯罪について法律にしたがって二度『処罰』されることはない」ことが確立しているが、コモン・ローは、同一の犯罪に対して二度目の刑罰を与えることを禁止しただけでなく、そこからさらに進んで、「同一の犯罪に対して二度目の『裁判』を行うこと禁止している」ことが明らかにされた。ラング事件合衆国最高裁判決は、「憲法によって保護されるべき真の危険とは、二度目の有罪判決を受けた後に言い渡される刑罰である」と判示していることから、一見すると、「危険」を「刑罰」であると理解しているようにも読める。しかし、この点については、「危険」を「裁判」と理解すれば、最初の有罪判決に基づいて（二度目の裁判を行わずに）刑罰の宣告を繰り返す場合は、二度目の「裁判」を行っていない以上、二重の危険の原則の規制にかからないことになるが、そうした刑罰の宣告の繰り返しは、二重の危険条項が禁止している裁判を繰り返し、その度に刑罰の宣告をするのと結論としては変わらないことから、こうしたケースを捕捉するための判示であったと理解する

---

166) 二重の危険の保護範囲の拡張として、危険発生の時期が、イギリスにおけるそれよりも早められている点も挙げることができる。イギリスでは、危険が発生するのは、終局判決の言い渡しが行われてからとされるが、アメリカでは、陪審員裁判の場合は、陪審員が任命されて宣誓した時点で、裁判官裁判の場合は、裁判官が証拠調べに入った時点で、危険が発生すると考えられている。United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564 (1977).

ことができる<sup>167)</sup>。

同様に、1896年ボール事件合衆国最高裁判決や、1904年ケプナー事件合衆国最高裁判決、1957年グリーン事件合衆国最高裁判決でも、二重の危険の原則が禁止する二度目の「危険」が二度目の「裁判」であることが確認された<sup>168)</sup>。

1970年代になると、二重の危険の禁止は「連続した裁判の禁止」に向けられたものであることが、判例の中で示されるようになった。そして、1978年バークス事件合衆国最高裁判決では、「連続した裁判」を禁止する趣旨は、「最初の裁判で提出できなかった証拠を提出する機会を検察官に与えることを防ぐこと」であることが示され、1982年ティプス事件合衆国最高裁判決では、「検察官が最初の裁判で提出できなかった証拠を提出する機会を与えるための再審」を禁止することは、二重の危険条項の保護の中核をなすものであることが示された。

(b) 二重の危険条項の目的 「危険」の意義が、19世紀に判例の中で明らかにされたのに対し、二重の危険条項の目的が明確に判示されたのは20世紀になってからであった。1957年グリーン事件合衆国最高裁判決は、憲法が禁止する二重の危険とは、被告人が二度に渡って裁判を受け、有罪判決を受ける可能性を防ぐためのものであるとし、この根底にある理念は、「あらゆる資源と権力をもつ国家が、被告人を有罪にする試みを繰り返し、それによって、被告人を困惑や、出費や、試練にさらし、継続的な不安と恐怖の中での生活を余儀なくさせ、また、無実であっても有罪とされる可能性を高めることは許されるべきではない」というものであると述べた。つまり、二重の危険条項の目的として、国家の訴追の繰り返しによって発生する①被告人

167) 小島・前掲注 (59) 67頁。

168) ボール事件もケプナー事件も、無罪後の再訴追や上訴が問題となった事案であったことから、「危険」を「刑罰」と理解した場合、二度目の裁判で有罪判決が言い渡され刑罰が科されたとしても、それは「二度目の」刑罰ではなく、二重の危険の原則の規制の対象外となる可能性がある。両判決が、あえて「危険」とは「裁判」であると明示したのは、こうした懸念を防ぐためであったと見ることもできると思われる。

の負担と②冤罪の危険を防止することが示されたのである。

また、1977年マーティン・リネン・サブライ事件では、二重の危険の原則の政策的根拠として、グリーン事件合衆国最高裁判決で示されたものに加えて、訴追の繰り返しによって、国家が市民に対する強力な抑圧の手段をもつことへの懸念も示された<sup>169)</sup>。つまり、二重の危険条項の目的には、③国家の抑圧の防止も含まれることになる。

(3) **有罪判決破棄後の再審の許容** 二重の危険の原則における二度目の「危険」が、二度目の、あるいは、連続する「裁判」であるとすると、最初の判決が無罪判決であっても、有罪判決であっても、その後の再審は等しく禁止されるはずである。しかし、アメリカでは、有罪判決破棄後の再審は、二重の危険の原則によって禁止されないと解されてきた。この点について、初めて判断を示したのは、1896年ボール事件合衆国最高裁判決であり、同判決では、特に理由を示すことなく、被告人自身が有罪判決の破棄を求めた場合には、有罪判決を受けたのと同一の犯罪について再審されることは極めて明白であると判示された。

(a) 「**放棄の理論**」 有罪判決破棄後の再審を許容する理論的根拠として最初に合衆国最高裁で採用されたのは、「放棄の理論」であった。1905年トロノ事件合衆国最高裁判決で示されたように、被告人自身が有罪判決の破棄を求めた場合、被告人は前の有罪の抗弁を主張する権利を「放棄」したとみなされ、これにより再審が許容されると考えられた。しかも、権利放棄の範囲は、前の裁判で有罪となった罪に限定されず、当初の起訴事実全体に及ぶとして、同事件では、被告人が前の裁判で無罪となった殺人罪も含めて再審が行われた。

しかし、「放棄の理論」は、1957年グリーン事件合衆国最高裁判決で否定されることとなった。本件は、放火と殺人の二つの訴因で起訴された被告人

169) この点について、19世紀のラング事件合衆国最高裁判決においても、二度目の裁判に対して「前の無罪」「前の有罪」の抗弁が認められる理由として、「国王が不合理な訴追によって臣民を圧迫したり、国家が市民を圧迫したりしないように」するためであることが示されるなど、「国家の抑圧の防止」という二重の危険条項の政策的目的に類似するものが示されていた。

が、放火罪と第二級謀殺罪で有罪とされ、これに対して有罪判決の破棄を求め再審が行われたところ、第一級謀殺罪で死刑が宣告されたとの事案であった。検察は、トロノ事件合衆国最高裁判決が示したように、被告人は、有罪判決の破棄を求めたことで、第一級謀殺罪も含めた事件全体について前の危険の抗弁を「放棄」と主張した。しかし、同判決は、①「放棄した」という言葉は、様々な目的で使われる曖昧な言葉であること、②「放棄」とは自発的な権利の放棄を意味すること、③第二級謀殺罪で有罪判決を受けた者が、その破棄を獲得するために、第一級謀殺罪についての前の危険の抗弁の放棄を「選択した」というのは、フィクションであること、④合衆国憲法で保障される前の危険の抗弁という重要な権利を放棄しない限り、被告人が重大な判決の誤りを是正できないのは不合理であることを挙げて、第一級謀殺罪の前の危険の抗弁の強制的な放棄に基づいて再審を行うことは、二重の危険条項に反すると指摘した。

(b) 「危険継続論」 合衆国最高裁は、有罪判決破棄後の再審が許容される理由として、1904年ケプナー事件合衆国最高裁判決の反対意見の中でホームズ判事が示した「危険継続論」からの説明がありうることも示している。「危険継続論」では、「危険」を裁判の開始から終了まで継続するものと理解する。したがって、上訴後の再審は、「継続した一つの」危険であって、「二度目の」危険ではないとして、有罪判決破棄後の再審が許容される。もっとも、「危険継続論」についても、グリーン事件合衆国最高裁判決において、採用し得ないことが示された。

(c) 「健全な司法行政のための原則」 グリーン事件合衆国最高裁判決において、有罪判決破棄後の再審を許容する理論的根拠として、「放棄の理論」と「危険継続論」は採用し得ないことが示されたことで、これらに代わる新たな理論的根拠が待たれた。

こうした中、新たな理論的根拠を示したのが、1964年タテオ事件合衆国最高裁判決であった。同判決では、有罪判決後の再審の許容性を裏付ける理論として重要であるのは「健全な司法行政のための原則」が示唆すること、す

なわち、公正な裁判を受ける被告人の権利に対応するものとして、そうした「公正な裁判を受けた結果として有罪が明らかな者を処罰する社会的関心」であるとした。有罪判決に至るまでの手続の瑕疵を理由に有罪判決が破棄された後、二重の危険に当たるとして再審が否定され全ての被告人が刑罰を免れることになる、こうした社会的関心が満たされず、社会が支払うべき代償が非常に大きくなる。そこで、公正な裁判に基づいて有罪とされた者を処罰する社会的関心を守るために、再審を許容するというのである。

また、最高裁は、有罪判決破棄後に被告人を再審できないとなると、上訴審は有罪判決の破棄という方法で裁判や公判前段階での不適切な行為の影響を防ぐことに今ほど熱心に取り組まなくなる可能性があることから、再審の実施は「被告人の利益」にも資すると述べた。

(4) 無罪判決の終局性 以上のように、アメリカでは、様々な理論的根拠によって、有罪判決破棄後の再審を許容しようとしてきた。しかし、これとは対照的に、最高裁は、無罪判決については上訴や再審を一切許容しない姿勢を貫いてきた。

1896年ボール事件合衆国最高裁判決では、「無罪評決は最終的なものであり、誤りであろうとなかろうと、被告人を二度危険にさらすことなく、また憲法に違反することなく、見直すことはできない」旨が判示された。そして、同判決で示された①無罪評決が最終的なものであること、②誤りのある無罪判決であっても見直しは禁じられることが、無罪判決後の上訴や再審が問題となったその後の最高裁判例でも踏襲された<sup>170)</sup>。

また、1977年マーティン・リネン・サブライ事件合衆国最高裁判決、1978年サナブリア事件合衆国最高裁判決では、①、②が、「二重の危険の原則の歴史の中で最も基本的なルール」であることが示されるとともに、1982年ティブス事件合衆国最高裁判決では、二重の危険条項が、「無罪判決を特別に

---

170) Kepner v. United States, 195 U.S. 100 (1904); Fong Foo v. United States, 369 U.S. 141 (1962); United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564 (1977); Sanabria v. United States, 437 U.S. 54 (1978).

重視<sup>171)</sup>」していることから、無罪評決によって、被告人は再審から完全に保護されることが示された。

## 2 アメリカにおける二重の危険の原則における「危険」の理解

(1) 無罪判決の特別の重要性　ここまで見てきたように、合衆国最高裁判決で示された二重の危険の原則における二度目の「危険」とは、二度目の「裁判」を意味していた。そうであるならば、最初の裁判で言い渡されたのが無罪判決であっても、有罪判決であっても、その後の再審は等しく禁じられるはずであるが、実際には、有罪判決後の再審は二重の危険の原則に反しないと考えられている。そして、再審を許容する理論的根拠として、「公正な裁判を受けた結果として有罪が明らかな者を処罰する社会的関心」や、「有罪判決の破棄という方法で裁判や公判前段階での不適切な行為の影響を防いでもらうという被告人の利益」が挙げられていることからすると、有罪判決については、「判決の終局性」に対立する上記のような利益を考慮した上で、再審するか否かを定めることが可能であることになる。

これに対して、無罪判決については、無罪判決が誤った根拠に基づいている場合ですら見直しはできないなど、判決の終局性を絶対的なものとしている点が特徴的である。判決の終局性が絶対的である以上、判決の正確性のような対立利益を考慮し得ないことになる。つまり、有罪判決については、二重の危険の原則によって二度目の裁判から保護すべきか否かを、判決の終局性とその他の利益との利益衡量によって決定できるのに対し、無罪判決についてはそうではないということができる。

もっとも、「無罪判決を特別に重視<sup>172)</sup>」しなければならない理由については、判例の中で明確に示されておらず、また、無罪判決に絶対的な終局性を認めることについても、「二重の危険の原則の歴史の中で最も基本的なルー

---

171) Tibbs v. Florida, 457 U.S. 31, 41 (1982).

172) *Id.*

ル<sup>173)</sup>」であるからという以上の説明はなされていない。

(2) 「危険」の意義 有罪判決後の再審が許容される以上、二度目の「危険」は、単に二度「裁判」を受けることではないということになり、「危険」の意義について、その中身をもう少し厳密に検討することが必要となる。

この点について参考になると思われるのが、証拠不十分を理由とした有罪判決破棄後の再審の許容性が問題となった1979年バークス事件合衆国最高裁判決である。同判決は、これまで有罪判決破棄後の再審が問題となった事案には、裁判の誤りによって有罪判決が破棄された事案と、証拠不十分を理由に有罪判決が破棄された事案とが混在していると指摘した上で、裁判の誤りを理由とした有罪判決破棄後の再審を許容したのに対して、証拠不十分を理由とした有罪判決破棄後の再審は許されないと判断した。その理由として、裁判の誤りを理由とした有罪判決の破棄は、手続に何らかの欠陥があったとの判断にすぎず、被告人の有罪・無罪の結論に何らかの影響を及ぼすようなものではないのに対して、証拠不十分を理由とした有罪判決の破棄は、検察の証拠が不十分であったために事件を陪審員に付託すべきではなかったことを意味するため、絶対的な終局性が認められている陪審員の無罪評決と同様に扱うべきであることが示されている。

証拠不十分を理由に有罪判決が破棄された場合、その後の再審では、検察は、前の裁判で出せなかった証拠なども含めて、合理的な疑いを超えるだけの証拠を改めて提出することにより、裁判官に有罪・無罪の実体判断を求め、被告人を有罪にしようと試みるはずである。しかし、バークス事件合衆国最高裁判決は、「二重の危険条項は、最初の裁判で提出できなかった証拠を提出する機会を検察側に与えることを目的とした再審を禁止」していると述べて、再審は許されないと判断した。

この点を踏まえると、二重の危険の原則における「危険」とは、「有罪ま

---

173) United States v. Martin Linen Supply Co., 430 U.S. 564 (1977); Sanabria v. United States, 437 U.S. 54 (1978).



たは無罪の実体判断を受けること」であり、二重の危険の原則は、こうした実体判断のために検察が証拠を提出する機会を最初の裁判に限定するという「手続の一回性」を要請しているものと理解することが可能であるように思われる。

また、1977年マーティン・リネン・サプライ事件合衆国最高裁判決では、何が「無罪」の判断に当たるのかについては、裁判官の行為の形式で決まるわけではなく、「内容の正しさがどうであれ、裁判官が起訴された犯罪の事実上の要素の一部または全部を実際に解決したことになるかどうか」で決まると判示されていることから、「無罪」の判断は、それが「真実」であるかどうか、すなわち、被告人が実際に無実であるかどうかの判断ではないということができるよう思われる。

## V むすびにかえて

ここまで見てきたように、アメリカでは、有罪判決後の再審を許容しているのに対し、無罪判決には絶対的な判決の終局性を付与して、たとえ無罪判決が誤った根拠に基づいていたとしても、再審を許容しない。こうした扱いの違いの背後には、有罪判決については、二重の危険の原則によって二度目の裁判から保護すべきか否かを、判決の終局性とその他の利益との利益衡量によって決めることができるのに対し、無罪判決はそうした利益衡量になじまないとの考えを見出すことができる。少なくとも、判決後の上訴・再審と二重の危険の原則との関係が問題となった合衆国最高裁判決を見る限り、無罪判決にこうした絶対的な終局性が付与されるのは、無罪判決には特別の重要性があると考えられているからであると思われる。もっとも、なぜ無罪判決を特別に扱わなければならないのかは、「歴史的にそう扱われてきたから」という以上の理由を判決に見出すことができなかった。

また、判例の分析からは、アメリカでは、二重の危険の原則における「危険」を「有罪または無罪の実体判断を受けること」と理解している可能性を

見てとることができた。そして、「二重の危険条項は、最初の裁判で提出できなかった証拠を提出する機会を検察側に与えることを目的とした再審を禁止」しているとのパークス事件合衆国最高裁判決における判示の裏返しとして、二重の危険の原則は、実体判断のために検察が証拠を提出する機会を最初の裁判に限定するという「手続の一回性」を要請しているものと理解することができる。

さらに、何が「無罪」の判断に当たるのかについては、「内容の正しさがどうであれ、裁判官が起訴された犯罪の事実上の要素の一部または全部を実際に解決したことになるかどうか」で決まると判示されていることから、アメリカにおける「無罪」の判断は、それが「真実」であるかどうかの判断ではないということになる。そうすると、二重の危険の原則における「危険」のありうる解釈として、「危険」とは「『正当な』無罪判決を言い渡された『無実の』者が二度目の審理を経験すること」との考え方は、アメリカでは採用し得ないように思われる。「無罪」の判断に内容の正しさを求めなければ、その無罪判決が「正当」か「不当」か、観念し得ないからである。

このように、アメリカでは、無罪判決に絶対的な終局性が認められており、また、無罪判決が「正当」か「不当」かをそもそも観念し得ないことから、イギリスのように「不当な無罪判決」を是正するための不利益再審を許容していないということができるよう思われる。こうしたアメリカの状況は、二重の危険の原則における「危険」の解釈について、イギリスとは異なる方向性がありうることを示すものではあるが、そうした方向性が果たして妥当であるかについては、さらに検討の余地があろう。特に、犯罪被害者の存在を考慮に入れた場合に、無罪判決の絶対的な終局性を理由に、不当な無罪判決であることが証拠から明らかであっても、その是正を認めないことが、どこまで正当化できるかは疑問である。二重の危険条項が成立した時代は、被害者は、刑事手続において「忘れられた存在」であった。しかし、こうした被害者の存在が思い出され、刑事司法システムの中に位置付けられるようになってきた現代においては、二重の危険の原則によって再審を禁止する範囲

についても、被害者の存在も考慮に入れて、改めて検討する必要があるのではないだろうか。今後は、こうした観点からの考察も行い、二重の危険の原則における「危険」の意義について、検討を深めたい。